平成29年第6回大和町議会定例会会議録

平成29年12月6日(水曜日)

応招議員(18名)

1番	千	坂	博	行	君	10番	今	野	善	行	君
2番	今	野	信	_	君	11番	藤	巻	博	史	君
3番	犬	飼	克	子	君	12番	平	渡	髙	志	君
4番	馬	場	良	勝	君	13番	堀	籠	英	雄	君
5番	槻	田	雅	之	君	14番	髙	平	聡	雄	君
6番	門	間	浩	宇	君	15番	堀	籠	日占	出子	君
7番	渡	辺	良	雄	君	16番	大约	頁賀		啓	君
8番	千	坂	裕	春	君	17番	中	JII	久	男	君
9番	浅	野	俊	彦	君	18番	馬	場	久	雄	君

出席議員(18名)

1番	千 坂	博 行	君	10番	今 野	善行	君
2番	今 野	信一	君	11番	藤巻	博 史	君
3番	犬 飼	克 子	君	12番	平渡	髙志	君
4番	馬場	良勝	君	13番	堀 籠	英 雄	君
5番	槻田	雅之	君	14番	髙平	聡 雄	君
6番	門間	浩宇	君	15番	堀 籠	日出子	君
7番	渡辺	良雄	君	16番	大須賀	啓	君
8番	千 坂	裕春	君	17番	中 川	久 男	君
9番	浅野	俊彦	君	18番	馬場	久 雄	君

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅	野	元 君	は 保健福祉課長	千	葉	喜	_	君
副 町 長	浅	野喜	高君	古 産業振興課長	文	屋	隆	義	君
教 育 長	上	野忠	弘君	都市建設課長	蜂	谷	俊	_	君
代表監査委員	櫻	井 貴	子 君	才 上下水道課長	熊	谷		実	君
総務課長	櫻	井和	彦君	会計管理者兼会計課長	佐	藤	三禾	口子	君
まちづくり 政 策 課 長	111	浦 伸	博君	計 教育総務課長	小	Щ		晃	君
財政課長	千:	坂 俊	範 君	生涯学習課長	村	田	良	昭	君
税務課長	千	葉正	義君	総務課 危機対策室長	蜂	谷	祐	士	君
町民生活課長	長	谷	勝 君	税 務 課 徴収対策室長	浅	野	義	則	君
子育て支援課 長	内:	海義	春君	農業委員会事務局長	大	塚	弘	志	君

事務局出席者

議会事務局長	後 藤	良春	議事庶務係長	野	田 美沙子
参事兼次長	櫻 井	修 一			

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開 議

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

まだ定刻前でありますが、おそろいでございますので、ただいまから本会議を再開 いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番今野信一君、3 番犬飼克子さんを指名いたします。

日程第2「一般質問」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番今野信一君。

2 番 (今野信一君)

皆さん、おはようございます。

それでは、2日目、一般質問をさせていただきます。通告に従いまして、2件お願いしたいと思います。

まず、1件目、大和町における観光の振興について。

本町は、観光等で訪れる人の増加を図るため、観光関連団体やイベント開催への支援、観光情報提供の場の充実、統一したデザインの観光案内標識・説明板の整備等を進めることで、地域資源を生かした観光の推進を第4次総合計画でうたっております。観光の振興についてお伺いします。

1つ目、観光を目的とした来町者数の近年の推移と、最も多く訪れる人気の施設や場所はどこですか。また、吉岡宿本陣案内所の来所者について、昨年度と比較し客層などの変化はございましたか。

2つ目、3月議会において、吉岡宿本陣案内所を大和町全体の観光案内所と位置づけ運営するとのことでございましたが、そのためにどのような工夫を行いましたか。 そして、またその成果は。

3つ目、第4次総合計画改訂版では、平成28年7月発行のため、「殿、利息でござる!」に関連した観光振興策が入っておりません。映画効果以来、観光客がふえている事実を捉えて、吉岡宿本陣案内所を核とした新たな観光振興策を考えていくべきと考えますが、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

おはようございます。きょうもよろしくお願いします。

それでは、ただいまのご質問、大和町の観光振興についてでございます。

初めに、大和町に訪れた観光客でございますが、最も多く訪れているエリアにつきましては、七ツ森周辺でございまして、平成28年に年間20万8,700人、27年は19万9,000人ということでございまして、が訪れております。その中で、立輪水辺公園が6万9,700人と、最も多い場所でございまして、次に花野果広場、4万6,000人、約ですね、でございます。平成29年1月から6月までの上半期におきましては、七ツ森周辺に5万9,000人強の方が訪れておりまして、昨年の上半期と比較しますと、約2割の減少となっております。

七ツ森周辺以外では、船形山が多くて、3万3,000人強、登山客などに人気があります。また、吉岡宿本陣案内所への来訪者でございますが、映画「殿、利息でござる!」の上映に伴いまして、平成28年度は、県内外から1万7,569人が訪れており、売り上げ的には748万円ございました。平成29年度におきましては、11月19日現在で4,207人が訪れまして、売り上げ的には219万円の売り上げになっております。来訪者につきましては、シルバー層の方が多く、リピーターや歴史に興味を持っている方、また巡回案内を希望する団体客などが見受けられます。

次に、吉岡宿本陣案内所を大和町全体の観光案内所と位置づけ運営する工夫といた

しましては、案内スタッフやガイドスタッフを配置し、大和町特産品の販売や、ガイドブック・観光マップなどを備えて、来訪者へ観光PRに努めております。また、所内には椅子やテーブルを設置いたしまして、生け花や鉢植えの展示や絵画・写真・つるし飾りなどの展示品を定期的に入れかえ、来訪者に憩いの場を提供しながら、リアルタイムでの情報提供の場として利用されているものと考えております。

次に、吉岡宿本陣案内所を核とした新たな観光振興策についてでありますが、昨年の開所以来、今なお多くの来訪者がいる中で、吉岡宿本陣案内所を情報提供の場を確保しながら観光物産の拠点として、地場産品や特産品の販売戦略等について検討を重ね、観光振興に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

やはり七ツ森に訪れるお客様が大変多いということで、27年度と28年度のデータを 出していただきましたけれども、大体20万人ということですが、これはやはり去年、 ことしだけの話じゃなくて、毎年20万人ぐらいのお客さんがそこ、七ツ森周辺に来て いらっしゃるというようなことですか。そこまでのデータはありませんか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

詳しいデータは持ち合わせておりませんが、大体そのぐらいの方々が来られている というふうには思っております。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

やはりそういった登山が好きな方ですとか、あと自然を愛される方ですとか、私も

春とか秋のシーズンがいい場合には、そちらのほうまで車で行ってみたりとかしますけれども、やはり大変多くの方々がいらっしゃって、芋煮会なんかもしたりとか、そういうふうに楽しんでいらっしゃるお客様、もちろん町内の方もいらっしゃるのでしょうが、仙台市内あたりから来ていらっしゃる方なんかも多分多いのかなというふうに考えますが、そういった方々、どこあたりから来ているかとか、そういうようなデータみたいなのは、そこまではないですか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

場所までは具体的には詳しい統計をとっておらないところでございますが、傾向としましては、やはり仙台方面といいますか、どちらかというと南から入ってくるという傾向の方、あとは最近は企業の方が結構、南川ダムの芋煮会とか、そういうのでご利用いただいているようですので、そういった企業の従業員の方とか、あとそういった会社ぐるみの芋煮会とか、会社ぐるみといっても、そこに家族が入ってとかですね、そういった方も来ているというふうに思っております。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

よその町から、仙台市から大和町に訪れていただいているということで、私も吉岡のほうで商売をやっておりますと、あんなにたくさん宮床というか、七ツ森のところに観光客が来ていらっしゃる、その方が吉岡のほうに来てくれれば物すごくいいよねという話なんかよくしていて、それでそのぐらいの人が、集まる方がこっちのほうに来てくれないかなというような話なんかもよくあったりなんかして、そういうふうに町としてもそういうようなことを望んでいらっしゃって、うまく回遊してもらえれば、町の中にもお金も落ちるのだろうと、そういうようなお話なんかもあったときがありました。

それとは、自然を楽しむ方とはまた別の話で、今度は吉岡宿本陣案内所というよう な施設の活用ということで、映画のヒットがありまして、今度は吉岡のほうに、また 新たな意味での観光客というのが訪れております。昨年と比べますと、やはり映画の上映が終わりまして、また違った客層ということで、吉岡のほうに来ていただいている方がいらっしゃるのかなと思います。最初のほうはやはり出ていらっしゃったスターのファンの方ですとか、そういった方々が訪れたのかなとは思いますけれども、今になると、本当に歴史の好きな、こういったところに、吉岡というところに「國恩記」があり、そういったような史実があったということを確かめるためにいらっしゃっていると思います。

そういった方々が、本当の歴史好きの方がいらっしゃっているわけでございまして、 最近では団体客の方も多いというような話も聞いておりますけれども、その団体客、 最近、数、おわかりになるかわかりませんけれども、どのぐらいの規模の団体の方が、 何団体というのかな、どのぐらいの数いらっしゃっているか、数はわかりますか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

団体の人数とかにつきましては、担当課長から説明申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 (文屋隆義君)

それでは、団体客の数でございますけれども、ことしの4月から12月まで、ついさっきまでなのですけれども、全部で10名以上の団体の数が18団体来ておりまして、人数にしますと586名が訪れております。その内訳としましては、県外が2団体、あと県内が16団体ということでございます。

それで、その内容的に見ますと、バスツアーで見えている団体とか、あと各地区の 自治会で来ている方々、あとは隣の大郷町ですと、大松沢の婦人防火クラブとか、そ ういった団体の組織の方々がお見えになっております。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

結構そういう方は、ガイドさんをお願いして、町並みを見て回っていらっしゃるようで、いろいろと、我々生活者にとっては普通の町なのですけれども、やはり見る方が見ると、ああ、こういうつくりになっているんだねというふうに驚かれるというような話もガイドの方にこの間ちょっとお話をして、そういうような、我々は当たり前でも、そういういらっしゃる方にとっては新たな発見ということで驚かれていくんだというようなお話も聞いたりなんかもして、やはり見るべきところが違うというか、我々も少し観光地としてのまちづくりというか、そういったものの必要性みたいなのもあるのかなというふうに感じたところがありました。

それで、先ほど言いました、七ツ森にいらっしゃっているお客さん、そして吉岡にも新たに来た。それで、吉岡の本陣のほうでは、大和町の観光の窓口としての捉え方というようなことも3月議会でおっしゃっていましたけれども、それで吉岡に来た方を今度は七ツ森のほうもいかがでしょうかというようなアピールの仕方、そして七ツ森に来たお客さんもやはり吉岡のこういった本陣の案内所があるというような形で、行き来、交流ができるような形というようなもの、工夫というものは、何かなさっていらっしゃいますでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今議員お話しのとおり、本陣に来たときに、来たときにといいますか、そういったお客さんにつきましては、ほかにもあります、ほかにもといいますかね、宮床とか、そういったほかの、「利息でござる!」に関係しない、それ以外の施設等の案内をしているという状況。宮床に来た方々にも、パンフレットをあっちに置いてあるので、そういったことはやっていると思いますが、ただ、常に連携をとって、担当、担当といいますか、そこで打ち合わせをしながらという状況ではないのですが、お互いにやっている状況がありますけれども、こうやりましょう、ああやりましょうと、施設、施設で連携をとった中での具体的なやりとりはしていないという状況だというふうに思っています。今現在はですね。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

やはり七ツ森のほうに来ていただく方は自然を愛するような感じの人、そしてまた 吉岡に来る人たちは、映画関係のほうということで、少しこう、合わない部分もある のかなと思うのですけれども、宮床のほうには歴史関係のほうのものもありますから、 やはり少し行き来があるのかなと思いますので、少しそこいらのほうのトータル的な 感じのものを考えていかれるのも、1つのこれから今後の観光ということを考えれば、 必要なことなのかなというふうにも感じます。

本陣案内所に行きますと、大和町全体の大きな地図というか、看板みたいなのがあって、この地区にはこういうようなものがあるとかというような、そういうような総合案内所みたいな形と、町長が3月の議会のときおっしゃっていたから、そういうイメージをしていたのですが、何かあんまりそういうようなところがなくて、大和町全体を1回見ただけでわかるような、何かそういうようなものもあってもいいのかなというふうに感じて、それで吉岡に来た場合は、宮床地区というのはこういうようなものがあるんだなとか、そういうような、何ていうのでしょうか、文字どおり大和町の総合案内所としての機能というものを持たせてもいいのかなというふうに考えるのですが、そういったお考えみたいなのはお持ちでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

お話しのとおり、現在はそういった大和町全体のというのはまだないところです。 「利息でござる!」というのが去年、前から始まって、そしてことしについてはその 継続といいますか、そういったところがまだあった部分がございます。ただ、これか ら「利息でござる!」というものだって、いつまでもそれだけで引っ張るということ はできないわけですし、そういった意味では、総合案内という意味では、今の案内所 は、さっき議員が申されたように、大和町全体の案内所というような考えの、そうい った方向に切りかえていく必要はある時期に来ているというふうには考えております。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

今後そういったものを考えていくということは、本陣案内所というものは、しばらくあとまた今後とも続いていくというような考え方で捉えていいのか。そして、あとまた大和町の核としての観光の拠点として、その案内所というものを生かしていくというようなお考えでよろしいのか。ちょっと確認させてもらいます。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

案内所につきましては、そういった形で今定着もしておるわけでございますし、1 つの何といいますか、小さな道の駅ではないのですが、そういった役割も持ってもら うような形にしていきたいとは考えております。

ただ、物産協会とか、そういった方々のご協力がないとできないものですから、そういった方々との話し合いというのはこれから出てくるというふうに思っていますが、あの場所につきましては、1つのそういった観光案内の、吉岡の拠点といいますか、宮床には宮床のああいったものがあるわけですから、そういうことにして、そして連携をとっていけるような場所にしていきたいというふうに考えております。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

昨年、本陣案内所、今年度に入るときに、来年はどうなるんだろうねというような 心配事がありまして、続けていくのだろうかとか、そういうような話があったもので、 今年度は今のお話ですと、ここしばらくはそういったような考えで、あそこの場所は 続けて、今のような状況で、大和町の総合的な案内所の拠点としていくというような お話だったと思いますが、それで間違いありませんね。 では、来年度だけじゃなくて、どのぐらいの期間のことを中長期的な考えでお考えになっているのか。そこいらもちょっとお伺いしたいのですが。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今お話しのとおり、あそこをそういった形で利用させてもらいたいといいますか、 というふうに考えております。ただ、期間的には、何年やるとかということは今の段 階ではまだちょっと、大家さんもいての話の中でございますので、そういったことも ありますから、具体にまだ話が進んでおりません。そういった長期とかそういうのは ですね。

ただ、今お話ししたとおり、一定の期間、これまで毎年、単発、単発ということではなくて、そこを一定の期間活用して、そしてそこを1つの拠点として位置づけていきたいというふうには考えております。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

私も別な団体のほうで、あそこでまるごと市みたいなのをさせていただいておりまして、来年はあそこでできるのかねとか、そういうようなことが毎年毎年といいましょうか、場所的なことを考えたりもしますので、そこがまた使える状況になるかと思いまして、ほっとしたところであります。

また、あと数年間、長期的にわたってやるとなれば、やはりそういった大和町のメーンとなるような案内の看板、看板といいましょうかね、大きなディスプレーもできるでしょうし、今後新たな、そういうような、何ていうのでしょうかね、ディスプレー関係だけじゃなくて、そういう道具というか、そういうようなものの設置なんかも本格的に変えられてできるのかなと思いますので、そういった意味でも、大規模的にあそこを改修するなりなんかして、そしてまたことしは伊達政宗公の450年ということでリニューアルしてやっていたというような経緯もありました。来年は戊辰戦争からというか、大政奉還150年というようなこともありまして、歴史的なイベントなん

かもあると思いますので、そういったようなものとかを考えた上でのリニューアルですとか、そういったイベントなんか、そういったことなんかもやっていければなというふうに考えるのですが、町としてはそういうようなお考え、そこを利用して、そういったようなものと絡め合わせたイベントというようなものは考えていらっしゃいますでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

具体的にこういったものをやるというふうに、こういったイベントをするとか、今お話しの大政奉還150年とかということのものについて、具体的にはまだないところでございます。これは町という、町はもちろん、町はかかわっていくわけでございますけれども、例えばその今、物産協会さんとかと一緒にやっているところもございますので、そういった方々のご協力がぜひとも必要になってくるということ、あるいは地域の方々、商店街の方々、そういった方々のご協力なりも必要になってくるということでございますので、そういったイベントとか、そういったものができるような、何ていいますか、そういった利用していただけるような、利用もしていただけるようなと言えばいいですかね、そういった場所になっていけばというふうには思っておるところでございます。

ことし、いろいろ、何でしたか、保福寺の、何でしたっけ……度忘れしましたけれども、その方のいろんなこともあるようでございまして、そういった計画もある部署ではあるようでございますので、そういったものについては、何ていいますか、町だけではなくて、そこを皆さんで利用できるような場所とか、そういったふうにも考えております。

ですから、さっきお話のありました、まるごと市、最近あそこを使ってもらっているようですが、あそこだけでやっていいのかという課題はいろいろあるんだというように思いますけれども、そういったことについても、皆さんに利活用もしてもらえるような場所になればというふうにも考えております。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

やはりそういったものがどこまでできるのか、但木土佐公の没後、150回忌、来年 企画されているようでございますし、そういったような吉岡の中にもそういったとこ ろでの携わった方々のものがございますから、そういうのを利用して盛り上げること もできるですとか、そういったような計画というか、その場所がどういうような形で 生かされるんですよ、どういうようなことで活用されるんですよというようなことを、 やはり町側として提示していっていただければ、そういう団体なんかも、但木土佐の 土佐会ですか、そういったような方々もいらっしゃいますし、歴史絡みでそういった 横のネットを広げていただきまして、町民全員で盛り上げていくような形なんかもで きるのかなというふうに、商売をやっている方はそういうまるごと市なんかでも、そ こを活用できるというような、いろいろな活用の仕方が生まれてくると思いますので、 やはり町としてどういう考えであそこを考えていこうかというようなものが示される ことが必要なんじゃないかなと思いますし、大家さんの問題もあるでしょうけれども、 何年間あそこを使えるのか、それとも町としてあそこは重要な場所であるというふう に捉えるならば、そういった考えの中で、あそこの拠点というものを、商店街として もそれを生かせるような形で捉えていくのか、そこまでの考えを持って、何か1つの 芯を示していただければというふうに考えます。それについてどうお考えでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

町として示すということは当然だというふうに、当然といいますか、示す、こういう形でやりたい、やります。あと、そういったことについて使い方とかにつきましては、いろいろ逆に使う地域の方とか、そういった関係者の方もおいででしょうから、基本的な考えをお示しした後、利用のほうはみんなで考えてもらう部分があったりとか、そういうことがあっていいんだというふうに思っています。人が集まって、そういういろいろにぎわいができるような、そういった場、基本的にですね、そういった考えを持ってイメージして、今考えておるところでございます。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

それでは、そういったものが早く明示されまして、うまく活用され、吉岡の町なか、 そしてそれを起点として大和町全体が観光でにぎわうような形になればいいなという ふうに考え、1件目を終了したいと思います。

それでは、2件目に移りたいと思います。

2件目、ひきこもりについて。

少子高齢化や核家族の進展により、地縁・血縁のつながりが希薄化し、地域社会では生活に関するさまざまな福祉課題が顕在化しております。近年では、社会経済の情勢や雇用・労働環境の変化も加わり、就労形態の不安定化による経済的困窮や孤立死・自殺・ひきこもりなど、社会的孤立や排除に直面する若年層が増加する傾向にございます。

特にひきこもりは、本人の人生に影響を与えるだけでなく、社会的な労働力の損失 や地域社会の活力の低下につながり、家族だけで永続的に支え続けることが困難なた め、支援者がいない状態では家族全員が孤立状態に陥る可能性も出ております。より 早い段階で支援につなげる基盤の整備が重要と思われます。

次の2点をお伺いします。

1つ、ひきこもりに関して、本町では現状をどの程度把握しておりますか。

2点目、本町では、ひきこもりの状態になった方への支援はどのように行っておりますか。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ひきこもりのご質問でございますが、ひきこもりはさまざまな要因によって、社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期、おおむね6カ月以上だそうでございますが、長期にわたって失われている状態のことを指すそうでございます。何らかの理由で周囲の環境に適応できにくくなったときに引きこもるということがあります。

また、ひきこもりとは、病名ではなくて、単一の疾患ではないそうでございまして、 またいじめのせい、家族関係のせい、病気のせいと、1つの原因でひきこもりが生じ るわけでもないようでございます。

このような背景から、ひきこもりの実態把握には、労働や教育、青少年健全育成等の関係機関との多角的な連携と支援体制の構築が重要と言われております。

日本では、1970年代から徐々に増加して、複数の調査によって、現在数十万人から 百万人程度の規模と推定されておりまして、増加の背景には、社会・文化的な要因が 関与していると言われており、また性別では男性が多く、高齢化の傾向にもあるそう です。

ひきこもりの現状把握と支援についてでございますが、ひきこもり者の背景や現状については、10代から60まで幅広い年代にわたる、長期化とともに高齢化している、ひきこもりの背景に発達障害や精神疾患を持つ人、またその疑いのある人が見られる、親に依存し親の年金で生活をしている、家族問題を抱えているなど、多様化しておりまして、具体的な人数は把握しておりません、できておりませんが、精神保健事業や保健師等によります家庭訪問や保健指導、また学校や福祉関係事業所との連携を通し、相談のあった対象者への支援に当たっております。

現在、町では、心の健康づくりを進めていくために、健康たいわ21プランの重点目標、「つながって生きることを進めよう」の推進と、自殺予防プラン推進の一環として精神保健事業、心の健康づくりとしまして精神保健事業、あと自死対策推進に取り組む中で、ひきこもりの当事者や家族の相談支援を含んでおります。

メンタルヘルス相談やスーパーバイザー相談等の対面型相談事業や、あと家族支援としまして、ペアカウンセリンググループの実施、また保健所や医療機関等で実施しております、各種専門相談の活用のほか、社会復帰や自立に向けた相談機関の活用、疾患や障害の関係性がある場合には、福祉サービス等の調整も含めた支援に当たっているところでございます。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

ひきこもりに対しての対策をしなくてはいけないが、その人数とかの把握がなかな

かできるようなものではないというような、ひきこもりというものはやはりどうしてもそういったものが出づらいところがありまして、それを見るのがなかなか難しいのかなというふうに考えます。

1つのヒントというか、きっかけというか、になるのかもしれませんが、小中学校の児童生徒の、きのうも同僚議員が質問しておりました、いじめなんかがきっかけで学校に行きづらくなる、不登校になるという、不登校になるというようなことを、児童生徒の場合は、ひきこもりという言葉はないそうで、不登校という言葉になるそうなのですが、不登校というふうになってしまい、そしてその子が中学校を卒業した段階で、ある程度の数は把握しているのですが、そこから先、学校側で把握していた人数というものは、どこかに受け継がれて、そこであとケアをしていくというようなことはないのでしょうか。お尋ねします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

その学校のその後ということで、教育委員会さんのほうからお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

おはようございます。今野議員さんのご質問にお答えになるかどうかですけれども、 現在認識している状況をお話ししたいと思います。

不登校の生徒についての進路状況についてなのですが、まずはここ3年間見ておりますと、26、27、28年度の進路状況なのですが、ほとんどの不登校の生徒は進学しております。普通高校、私立高校、通信制のサポート単位制高校というところに行っております。26年に1名、この子は今働いております。28年に3名、全てひきこもりではなくて、就職するなりの、仕事をしているという情報を学校がとっております。

それから、進学をした子供たちについては、毎年進学の相手校から学校に来まして、 その後の様子の報告があります。つまりうちでしっかりやっていますから、もっと送ってくださいというふうな、広報も兼ねて毎年見えるのですけれども、そんな形で高 校生までは把握はできておりますが、その後については教育委員会では把握できない 状況にあります。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

小学校、中学校まではそういうような苦い思いがあっても、次の高校に入った、もしくは就職したときに立ち直られて、社会に溶け込んだということで、本当によかったなというふうに感じます。もちろん小学校、中学校でそういうような思いをなさっている方が、社会には出たけれども、やはり適合できなくてまたというような方もいるのかもしれませんが、また新たに高校に行って嫌な思いをして、そこで不登校になってしまうとか、学校だけではなく、社会に出たのですけれども、そこの職場とうまくいかない。大和町の役場でも短期間だけであとすぐやめられる方もいらっしゃったというようなお話を聞き、もちろんそれでやめていかれて、次の職場に行くというようなことであるならば、大変よろしいのでしょうけれども、そこで社会というものが嫌になってしまってうちに引きこもってしまうような形になるというような不幸な場面が出てくるわけですね。

そういった方々が出てきて、最初は、小さい方のうちは親が面倒を見る。親が面倒を見られるうちはいいのですけれども、それがだんだんと大人、大人といいましょうか、成長していくにつれ、いつまでもとなると、長く、長期化してしまうと、今度はそこから社会に出ていくことがなかなか難しくなる。そういうようなことが大変大きな問題になっているというような話を聞きます。

そういった中で、相談にいらっしゃる方がいるのかなというふうに考えますが、先ほどの町長の答弁で、メンタルヘルス相談とか対面型の相談事業、ピアカウンセリンググループの実施とか、各種の相談があるようなのですが、そういった相談者数みたいな、実数的なものの把握はなさっておりますでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

相談者数ということでございますけれども、例えばメンタルヘルス相談ですと、毎月開催しておりますが、平成28年ですと相談件数が、延べですが37名、27年は31名、26年は44名、あとスーパーバイザー相談、これは何といいますか、同じ悩みを持つ家族の方々が相談するような、カウンセリングをするということですが、これも年6回開催しておりますが、相談件数が平成28年度で延べ12人、27年度で19人、26年で25人、そのような状況になっております。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

これはひきこもりに関しての数。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ひきこもりということではなくて、そういった相談、いろんな相談といいますか、 さっき言いましたとおり、ひきこもりの方も含んで、さまざまなご相談ということで すので、ひきこもりの方に限定しているということではなくて、先ほどもお話しした とおり、いろんな要素があって、あれなので、その中にひきこもりの方も含まれてい るということになろうかと思います。決してひきこもりの人だけ専門に呼んでいると いうことではなくて、そういったお悩み、いろんな悩みを持った方々の相談というこ とでございます。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

いろいろ悩みを持った方が訪れている。ひきこもりに関してだけではないというような話です。数の把握というのは大変難しいというふうに考えます。岡山県の総社市

でしたっけかね、そういうひきこもりの支援、ひきこもり支援センターを、一般の市町村では初めてそういったものをつくって支援をしていこうかというような考えで、実際何人ぐらいいらっしゃるのかということで調べてみましたらば、207人ぐらいの方がいらっしゃるというような、たしか人口が六、七万人ぐらいだったと思うのですけれども、そこで数えてみたらば207名ぐらいがリストアップされたそうなのです。それで、その支援センターをつくりまして、いざ相談に入った場合、入ったとき、ある一定の期間で50名の相談を受けに来た方がいらっしゃいまして、じゃあ50人と、そのこちらで把握していた207人を比較したところ、207人で把握していたうちの3名しか、その50人の中に入っていなかったということで、残りの47人はこちらで把握していなかった部分の人たちが来ていたというようなことだったそうなのです。

この考え方はいろいろあろうかと思いますけれども、狭義の捉え方でひきこもりということで、重篤なそういうようなことを見るか、それとも広義的な意味でひきこもりの予兆がある方がいらっしゃるというようなことで、そういった、軽いとか重いという言葉が適当かどうかわかりませんが、そういった方も含めてしまうと、その50人の中に3人しか把握している人がいなかったということで計算すると、大体3,500人ぐらいの人たちになるんじゃないかということで、結構な人数。7万人の人口だとしても5%ぐらいの人になってしまうというような形で、数の把握することの難しさというものがそこにあったのかなというふうに考えます。

やはり先ほども申し上げましたとおり、早目にその方々に支援、こういう支援がありますよ、相談をしてこういったことがあります、ああいったことがあります、若い方には就労の機会のサービスというようなもの。

この質問をする一番のきっかけとなったのは、私も3年ほど前、三、四年ぐらい前に、若者サポートステーションというようなところの施設を見学したことがありまして、そこは何のステーションかといいますと、そういう引きこもった若者たちに対して、職業を紹介する、世話をする、そういうようなサポートをしているところでございまして、履歴書の書き方ですとか、もしくはその方に適した職業を見つけてあげる、軽い農作業をさせてみたりとか、軽労働をしてみて、その方に合ったものを探してあげて、履歴書を書かせることまでもアドバイスして、そして面接を受けに行くことまでもやって、そして面接を受けてもらい、就職をしていただくというような形で、そういうようなサポートのするところに行って、ああ、なるほど、こういうような人たちがいらっしゃるということで、やはり余り表に出てくるような問題でもないので、我々は知らずにいたのですが、やはりそういった方々、そしてその方々を見ていらっ

しゃる家族が高齢化していく。そして、何らかの問題が、介護をするような、されるような形になった場合、じゃあその見ていただいている子供たちが、さあ、どういうふうになっていくのかという。そこで本当に行き場がなくなってしまって相談に訪れるというような話も、この間県のほうに行ってお話を聞きましたらば、そういうようなきっかけなんかもあるということで、大分、今後こういった方々がふえてくるということは、そういう問題も今後考えていかなければならないのかなというふうに思われて、早目のこう、何ていうか、その方々へのアドバイスができるような形、そういったような形がとれないだろうかというふうに考えたのですが、町長は今のお話を聞いてどのような感想をお持ちになられたでしょうか。お伺いします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ひきこもりといいますか、そういった方の相談体制だというふうに思いますけれど も、現在もそういったひきこもりとは限らないのですが、そういった体制はあるので、 まずご相談をいただく、気軽にご相談、気軽にという言い方もおかしな話でしょうけ れども、そういったものも大切になってくるのかなと。なかなかこちらから見つける というのは難しいんだというふうには思うのです。

先ほども申しましたけれども、町のほうでは訪問介護といいますか、保健師さんが訪問したり、そういった情報の中で、必要な方には訪問して相談ということが、今そういう状況なわけでございまして、何といいますか、こちらから声をかけるだけでいいのかと。かけられるのかというんですかね、そういった家庭のどこまで入っていいかといいますか、そういったこともあるのかなというような気はするのです。

ひきこもりは確かに大変なことだというふうに思いますが、家庭、家庭の事情の中で、いろいろ表に出ていない方がいるという状況があったりする部分があるんだと思いますので、やはりそういったときにはご相談をいただいて対応していくということになろうと思いますので、相談の、今もやっているところでございますが、こういったところに参加してもらって、いろいろお話を聞かせてもらうとか、そういった機会をふやすということが大切になってくるのではないかというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

大変お困りのようなのですけれども、私も、だからこうしろ、ああしろというようなものも実は持っていないんですね。今回こういうふうに取り上げることによって、議会広報のほうでも、こういうふうに私の文が一般質問のほうでちょっと載ると。そういうようなことがきっかけで、何かのきっかけがあって、そういうふうにアクションに起こっていくのかなと。何かのきっかけがない限りは、こういうことがあるんだ、こういうことが社会で言われているんだということがないと、なかなかこう、窓口にもいらっしゃれない。

きのうの延長の中のきょうでありというような形でずるずるとなってしまって、なかなか、ひきこもりの方も何とかしたいというふうに浮き上がるときがあっても、それが支援の方向とうまく合致すれば引き上げられるのですが、家族のほうが何だかんだ言ったところで、やはりそういった、本人が沈んでしまっていると、なかなか引き上げられないというようなところがあろうかと思いますので、やはりこういうような機会があって、それで何かアクションを起こしてもらえればなというふうな形で、私もこの質問というものを考えた次第でございます。

町のほうでもいろいろ相談策とかをお持ちでしょうし、あと町の広報たいわのほうでも、必ず一文、塩釜保健所のほうで何月何日に相談がありますので、予約して行ってくださいみたいなような文が書かれております。あるとすればその程度なのですが、そのようなことで、1つの問題提起ということをさせていただきまして、そういった方々が何とか社会に復帰していただきまして、元気になっていただくことを望みまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議 長 (馬場久雄君)

以上で今野信一君の一般質問を終わります。 続きまして、3番犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

おはようございます。では、2番目の犬飼が一般質問をさせていただきます。2件 にわたって質問をさせていただきます。

まず、初めに食品ロス削減に向けた取り組みについての質問をさせていただきます。

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられている食べ物のことで、農林水産省及び環境省「平成26年度推計」によりますと、日本では年間2,775万トンの食品廃棄物が出されています。このうち売れ残りや食べ残しなど、まだ食べられる状態にもかかわらず廃棄されている食品ロスは621万トンになります。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量の約2倍に相当すると言われており、食品ロスを国民1人当たりに換算しますと、茶わん約1杯分の食べ物が毎日捨てられている計算になると言われています。

また、コンビニや食品メーカーなどの事業者が339万トン、家庭から282万トン、4 人家族で年間6万円の食料を捨てていることになります。そのごみを処理するのに 5,000円がかかります。これを全国に換算しますと、年間で11.1兆円を失っていることになります。

このようなことから、以下の点についてお伺いいたします。

1点目、食品ロス削減を町民運動として、消費者の意識向上などに幅広く取り組む必要があるのではないでしょうか。

2点目、農林水産省で調査した「食品ロス統計外食調査(平成27年)」では、宴会時における食べ残し量が14.2%もあるとの結果も出ています。

松本市が発祥と言われております、宴会の初めの30分間と終了10分間は席について 料理を食べる「30・10運動」に取り組んでみてはどうでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまの食品ロスについて、取り組みについてお答えをします。

食品ロスにつきましては、食品廃棄物等の利用状況等調査平成26年度推計値によりますと、食品由来の廃棄物等2,775万トンでございまして、事業系が1,953万トン、家庭系が822万トンとなっております。このうち可食部分というんですかね、食品ロスと考えられる量が621万トンで、事業系339万トン、家庭系282万トンとなっておりまして、その廃棄物の22.38%を占めていることになります。また、廃棄物処理の実績を見ますと、28年の実績が1万428トンで、そのうち可燃物が9,105トンとなっております。

黒川地域行政事務組合環境管理センターが実施しております、ごみの組成調査によ

りますと、厨芥類、食品とか、そういうよごみといいますか、そういったものが37% となっております。町の食品由来廃棄物を推計しますと、3,369トンとなります。さ らに、割合から推計しますと、食品ロスが年間約754トンになると考えられます。

食品ロス削減を町民運動として、消費者の意識向上などに幅広く取り組む必要があるのではないかとのことでございます。現在、黒川行政で建設が進められております新焼却施設につきましては、循環型社会を目指したものとなっております。計画段階では、黒川地域循環型社会形成推進地域計画を策定しておりまして、この計画に基づいたごみ減量化に向けた具体的な施策を既に組合と各町村が推進しているところでございます。重点的には、活発な企業立地に伴う事業系廃棄物の減量化、資源ごみ分別の徹底を行っております。

新焼却施設は1日50トン、24時間処理のものでありますが、現在処理を行っている 日量とほぼ同じ量となっております。今後増加すると予想される廃棄物の減量化が求 められている状況でございます。

このようなことから、食品ロス削減だけではなくて、廃棄物全体の減量化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、宴会の初め30分間と終了10分間は席について料理を食べる「30・10運動」に 取り組んでみてはとのことでございます。

宴会時における食べ残し量、食品ロス統計調査・外食調査平成27年度でございますが、この割合が14.2%もありまして、最も量的に多いのが飲料類、飲み物ですね、次に野菜類、穀類となっております。このようなことから、注文の際に適量を注文しましょう、乾杯後30分間は席を立たず料理を楽しみましょう、お開き前10分間は自分の席に戻って再度料理を楽しみましょうなどをスローガンに掲げて取り組みを行っている自治体が多いようでありますので、まず職員に紹介してみたいというふうに思います。

食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品ロスをもったいないとの精神で啓 発活動を行うことの必要性は感じておるところでございます。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼さん、ここで暫時休憩したいと思いますので。

暫時休憩します。

休憩の時間は10分間といたします。

午前10時56分 休 憩 午前11時06分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

それでは、再質問をさせていただきます。

先ほどのご回答に、町としての食品ロスは年間754トンあると推定で考えられるという回答でありましたが、特に日本では、食料の6割を海外に依存しております。それなのに4人家族で平均6万円の食料を捨てているという推計がありますが、そのごみを処理するのに、税金として5,000円がかかってしまっているという、これまた推計ではありますが、このことに関してはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

さっき754トンとか、黒川行政ということですので、黒川地区という認識でございます。5,000円というのについて、費用は具体的にあれですが、これだけの費用はかかっているということについては、無駄といいますか、これがなければ、ごみは全てそうなのですが、少なければそういった費用がかかってこないわけでございますので、非常にもったいないというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

もったいないというお話でございました、まだ食べられる状態なのに捨てられてしまうって、本当にもったいないと思います。それが、この食糧援助量の約2倍にもな

ってしまっているという、このことに関してももう一度お尋ねいたします。どのようにお考えか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

2倍になっているところですので、その分を回せば、それだけ世界が助かるという ことになることを考えれば、繰り返しになりますが、もったいない、あるいはこちら が日本の、何ていいますか、ぜいたくといいますか、そういったものにつながってく るかと思います。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

12月号の広報たいわの11ページにも、身近な予算というのがちょうど載っていたんですね。ここにわかりやすく載っていたのですけれども、町では毎日の生活で出るごみは年間1万トン以上、先ほどのご回答にもありましたが、そのごみの処理に皆さんの税金が使われていると。衛生費は健康診断やごみ処理に使われるお金も含まれているわけなのですが、9億3,600万円、9億円ものお金が町として、このごみを燃やすのに使われてしまっているという、とてももったいない、この記事が載っていました。このことに関しては、済みません、もう一度お尋ねいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

我々黒川行政の立場としますと、そういったものを収集をして、修理をしております。本当にもったいないというよりも、皆さんにお願いしているところです。ごみを少しでも少なくしてくれと。一番費用がかかっているのがごみの処理なんですよ。焼却から、それから補修から。病院の費用なんかの比ではないのです。ですから、議員

さんたち皆さんにもお話ししたいのですが、ごみは本当に少なくしてほしいというのが、我々の願いです。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

富谷市の例がこの間、11月29日のテレビで報道されていましたが、食品ロスをなくすために、富谷市では、食べられるのに捨てられてしまう食品を持ち寄って、生活に困っている人に寄附するフードボックスが宮城県で初めて設置されたというテレビ報道がありました。受け付ける食品は未開封で賞味期限が1カ月以上残っている、未開封の缶詰、レトルト食品、米、あと乾燥麺類であるそうです。

生活困窮者からの相談件数は、富谷市では2017年度に91件あったそうです。県全体でのこの生活困窮者からの相談件数は3,285件あったそうです。きのうの同僚議員の一般質問でも貧困の質問がありましたが、やはり助けを求める人に食品を届ける重要性が増していると思いますが、本当にごみ処理にすごくお金がかかっているということでありましたが、この助けを求める人にどうにかして食品を届けることができないかなという思いでおりますが、所感をお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

富谷さんの記事は私も見ております。富谷さんでは、その前に非常食もやっておりますね。大和町の場合は、その非常食については賞味期限切れのものについては、訓練とかそういったときに利用するということで、大和町ではやっておらなかったところでございます。

ああいった活動というのは、市でやるとか、公共でやるのはもちろんでしょうけれ ども、ああいったことは、活動の1つとしては有意義なものだというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

ちなみに、大和町での生活困窮者からの相談件数は、今どれくらいあるかはおわかりでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それについては、町のほうに来ているというのはないということなんでしょうかね。 統計的にはとっておらないところでございます。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

町のほうには相談はないんですか。実は私のほうにもご相談があったので、町にも相談があったのかなと思って質問させていただきました。食べられるにもかかわらず、捨てられていく一方で、食べるのに困っている人もおります。富谷市を参考に、大和町でもフードボックスの設置を検討する予定はないでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今現在は、まだそういったことは考えておらないのが現状でございます。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

フードボックスの件は理解いたしました。

次に、2点目に入らせていただきます。

宴会での食べ残し量が14.2%という統計が出ておりますが、結婚披露宴の食べ残しの量は12.2%あるそうです。また、食堂・レストランは3.6%あると言われております。この宴会の食べ残しで「30・10運動」に取り組む自治体がどんどんふえております。

この食品ロスの削減とともに、3R、リデュース・リユース・リサイクルを推進するために、近隣の登米市では、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会というものを設立したそうであります。おいしく残さず食べ切ろうということで、登米市では「30・10運動 残さず食べましょう登米市」ということで、宴会5カ条を制定したそうです。その1、その2、その3、その4、その5ということで、おいしく食べ切ろうの声がけで、幹事さんからの声がけで、乾杯の30分間は席を立たずに料理を楽しみましょうとか、お開きの前の10分間は自分の席に戻り、料理を食べ切りましょうという、先ほど町長のお話にもありましたけれども、もったいないの心がけで、登米市ではこの「30・10運動」の実践によって、食品ロスの削減に努めているそうです。本町でも取り組んでみてはいかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

食べ切るということですので、注文の量をもっと適量にとか、そういったこともあろうんだろうというふうに思います。その運動については、町がというよりも、それぞれの、例えば部落でやるときとか、宴会のときとか、まずそこから実践をしていってやってみるというのも1つではないかと。いろんな状況があるわけですから、一概にみんなして一斉にというのも、なかなかできないのも、いろんな宴会の中では難しいのかなと。私も座って飲んでいるときはありますけれども、どうしても立っちゃうところがあるので、そういうところもありますので、ケース・バイ・ケースというか、そういうことがあるのだと思います。

ですから、我々もそうかもしれませんけれども、先ほど申しました職員の中でということも申し上げましたけれども、やはりできる場所からやっていくということも、 1つの方法ではないかというふうに考えます。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

まずは職員に紹介したいと考えますということで、食べられるにもかかわらず捨てられてしまう、この食品ロスをもったいないの精神で啓発活動を行うことの必要性は感じているところですというご回答をいただきましたが、それでも「30・10運動」、例えば実践したとして、それでも残ったときにこの食べ残した料理を持ち帰るには、お店の了解をとらないといけないと思うのですけれども、持ち帰るというのはなかなかハードルの高い、例えばタッパーを出したりとか、なかなか持ち帰りの袋をいただけますかなどと聞いたりするのも、すごく勇気が要ることだと思います。

そんなときに便利なのが、ドギーバッグというアイテムなのですが、ご認識はございましたか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

済みません、ございません。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

このドギーバッグが今、東京のほうからはやってきております。このアンケートのドギーバッグをご存じですかという、このアンケートなのですが、まずは「外食先で食べ切れずに料理を持ち帰ったことがありますか」という質問に、「ある」と答えた人が45.1%あるそうです。次に、「ドギーバッグを知っていますか」という調査をしてみたところ、ドギーバッグを知っているという人は、27.4%の方が知っているという答えだそうですが、全国的な知名度はおよそ4人に1人しかまだ普及していないのですが、衛生面が気になるせいか、日本ではまだまだ浸透していないのが現状ですが、アメリカなどの欧米諸国では、食文化の1つとして根づいているそうです。

このドギーバッグというのは、レストランなどの飲食店で食べ切れなかった料理を持ち帰るための容器のことを指しているのですが、ケーキの箱のこの持ち帰る、ああいうのをイメージしていただければいいと思うのですけれども、発祥はアメリカだそうです。この食べ物を持ち帰る際に、恥ずかしさから犬の、「ドギー」って「犬の」という、例えばうちのポチのお土産にするとか、そういう口実を言って、ドギーバッグと呼ばれたそうなのです。タッパーに入れてくださいというよりも、ドギーバッグに持ち帰ると言ったほうがおしゃれでいいのではないかなと思うのですが、この持ち帰り用の容器という、このタッパーのように簡素のものを想像しがちなのですけれども、ドギーバッグはデザイン性が高く、とてもかわいいものになっております。日ごろから折りたたんで携帯できるほか、耐久性に優れているので、洗えば何回でも使うことができるのも魅力で、通販で求められるようになっています。

この食料自給率が低い、この日本で、消費大国のアメリカをしのいで日本はこの廃棄率が世界1位だということで、もしもこのドギーバッグが定着したら、食品ロスのこの数字もかなり少なくなってくるのではないかなと思い、このお話をさせていただきました。

このようなさまざまな観点から、大和町でも食品ロスに取り組んでいってはどうかなと思いますが、もう一度お聞きいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

食品ロスにつきましては、家庭の問題から、自分のうちで食べる分からもあるのだというふうに思います。家庭では全部食べ切っているかといったときには、そうではない部分もあるのかもしれません。それは家庭それぞれでありますので、ですからまず家庭といいますか、自分たちがやるということが第一なのだろうと。そういった意識をみんなが持っていけば、例えば外に行って食べても、食べ残しなくといいますか、適量に食べるとか、そういったこともあるのではないかというふうに思います。

旅館とかそういうところに行くと、どうしてもたくさん食べたくなるといいますか、 そういったことがあって、よくホテルなんかのバイキングなんかを見ていますと、こ んなに食うのかなと思うぐらい持っていく人や、ちゃんと食べる人もいれば、バイキ ングだから持っていって、そこに残していく人もいたりというような、方もいるよう に見ます。それは誰がということではなくてですね。バイキングがいいのかと思えば、自分が食べるのだけとればいいのかとか、そういうこともあるということで、やはり一人一人の、何ていいますかね、もったいないという、さっき申し上げましたけれども、そういった気持ちを持っていくということが大切だというふうに思っております。町がみんなに物を大切にしましょうということはもちろんそうなのですが、家庭でまず子供たちみんながやっていこうという、そういった積み重ねがなっていくというふうに思っています。

町として全体の、さっき申し上げました、黒川行政の立場でさっき申し上げましたけれども、そういった形で今回新しい炉になるのですが、あの炉につきましても、能力は同じです。これ以上大きくするというと、また補助の問題が違ってきまして、同じであって補助が出るのだけれども、ごみは減らしなさいよと、減らす条件といいますかね、そういうのがあって、さっき申し上げました計画をつくって、ごみを減らしながらやっていこうと。行政として努力をしております。

おっしゃるとおり、もったいないということ、物が余るとか、廃棄するというのは 非常にもったいないので、大切にしていかなければいけないということは、町として も啓発しますけれども、さっき言いました、一人一人がそういった気持ちを持って取 り組むということが、基本的には非常に大切だろうというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

では、もったいないの気持ちで、一つ一つ大事にしていきたいと思います。

次に、2件目の質問に入らせていただきます。2件目の投票率アップと地域の活性 化について質問をさせていただきます。

県の県選挙管理委員会は、10月22日に投開票された衆議院議員選挙の18歳、19歳の 県内の投票率が40.64%だったと発表しました。18歳、19歳の選挙権が初めて認めら れた昨年の参議院議員の選挙投票率の49%よりも大幅に低下いたしました。全世代の 投票率平均52.8%も下回りました。18歳は46.22%、19歳は36.13%で、ともに昨年の 参議院議員選挙の18歳の49.79%、19歳の48.41%を下回りました。

制度が初めて導入され、注目された参議院議員選挙に比べ、情報量が少なかったことなどが原因の可能性がありますが、若年層の投票率向上に各自治体が啓発活動に取

り組んでおります。

以下の2点についてお伺いいたします。

1点目に、選挙パスポートを導入し、若年層の投票率向上を目指す取り組みを進めてはどうでしょうか。

2点目に、選挙の投票証明書、選挙パスポートを活用してもいいのではないかと思いますが、それを提示したお客さんに特権を付加する選挙割サービスが、全国の商店街で広がりを見せております。投票率アップと地域活性化の試みをしてはどうでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

投票率アップと地域活性化についてのご質問でございました。

初めに、投票パスポートの導入についてでございますが、投票証明書につきましては、公職選挙法に義務づけされていないものの、多くの市町村選挙管理委員会でサービスとして発行しておりまして、パスポートとして手帳型にして自分の生涯投票率を記録するものを配布しているのは、全国で3市のみであると思われます。

大和町選挙管理委員会でも投票証明書を発行していますが、前述したように、公職 選挙法で義務づけられていない上、投票したか否かは、投票の秘密に当たると解され ることから、積極的に証明するのはいかがなものかという見解もございます。

したがって、当面は現状のサービス体制を維持していくことが最適であると、この ように考えております。

次に、選挙割についてでございますが、全国各地の飲食店や企業などの協力で、投票した人が割引や無料サービスを受けられるもので、民間のPR会社が企画し、学生らによる全国選挙割学生実施委員会が主催しているものです。

今回の衆議院では、全国16地域で行われ、654店舗が参加したようでございますが、この活動はあくまで市民の皆様の活動であり、行政や選挙管理委員会が運営に携わっているものではございません。選挙割などの投票証明書の2次利用は、場合によっては特定の候補者への投票誘導や買収ととられかねないため、法律に抵触しないように注意が必要で、純粋な啓発目的として、それぞれの実施団体の責任のもとで行ってもらうものと考えます。

投票率の向上につきましては、選挙管理委員会としまして、投票区の見直し、期日前投票所の増設などとあわせ、純粋な啓発活動により図っていくものであり、去る10月22日に行われました衆議院総選挙、宮城県知事選挙に向けても取り組みを行いましたが、残念ながら衆議院小選挙区では51.45%、県知事選挙で52.21%と、県内市町村でも低い水準となりました。

投票率の増減は、争点となる政策により大きな影響を受けることもございますが、 大和町が低い投票率で推移していることの原因を探り、より投票に結びつくような啓 発活動を行っていくことが必要だと、このように考えております。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

再質問をさせていただきます。県内の18歳、19歳の投票率が40.6%という結果が出ておりますが、大和町内の18歳、19歳の投票率は、今はお持ちでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

これは全地区ということではないのですが、吉岡第1区といいますか、投票区という形で統計をとっております。10月22日の衆議院選挙につきましては、18歳から19歳の方は41.56%、その前回の28年の参議院があったわけですが、そのときには35.87%でしたので、低いのですが上がったという数字が見えております。あと、県知事選につきましては43.24%でございました。これはあくまで吉岡第1という投票区です。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

前回よりも少しは上がっているということで、やはり主権者教育が少しは功を奏し

ているのではないかと考えます。県内の投票率よりも大和町が若干、投票率が0.1% ぐらいですかね、1%か、ぐらいいいわけですね。主権者教育を受けていない20代、30代の投票率はどのようになっていますか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

さっきの中で、全地区のが、大和町全体というのがありますので、お話し申し上げます。衆議院選挙が38.79%、そして参議院、前の年、前のやつが47.89ですから、全体としては下がったという形になります。(「衆議院選挙の20代と30代」の声あり)20代から30代、ちょっと統計的に、これも吉岡地区、これは吉岡地区になりますが、

20代から30代ということでございますが、20から24、25から29というふうに分かれておりますので、衆議院議員のほうですね、20から24歳というのが29.37%、25から29というのが31.48%、衆議院議員選挙でございます。それから、知事選につきましては、二十から24歳までが30.45%、25歳から29歳までが33.23%というパーセントですね。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

やはりこの20代、30代の主権者教育を受けていない、この若い世代の低投票率が本 当に課題ではないかと思います。

岐阜県の岐南町では、町内の6つの保育園の保護者に選挙啓発のチラシを配布した そうであります。偶然選挙期間と重なった乳幼児健診にも着目して、幼児教育を受け る前の子供がいる世帯にも、健診時にチラシを配るなどして、投票を呼びかけたそう であります。

また、岐阜県の羽島市というところがあるそうですが、羽島市では、岐南町と同じく、保育園や幼稚園、また小中学生に啓発チラシを配布したそうです。なぜかというと、子供から投票の様子を見たいと頼まれたら、親も断りにくいのではないかと。将来の有権者を育てるという意味でも、一石二鳥ではないかということで、この保育園

や幼稚園、小中学生に啓発チラシを配布したそうであります。

この子育て世代が投票率アップの鍵になるのではないかと考えますが、所見をお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

子育て世代というのは、確かにそういう年代の方、特に今大和町の方はほかから入ってくる方が多いものですから、なかなか候補者についてどういう人かわからないとか、そういったこともあるのではないかというような気もしております。そういった意味では、先ほどお話のあった幼稚園の保護者さんとか、そういった方にということは、1つの啓発になるのかなというふうに思います。

それから、子供から大人にというのは、これはさっきのごみの話もそうなのですが、 ごみの分別なんていうのは、子供からやったら親がやるとかという話も聞いたことが ございます。そういったことを考えれば、1つの方法として考えられるのではないか というふうには思います。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

実は私も投票率を調べていたのですけれども、大和町において30代、40代、50代、 ほとんどが男性よりも女性のほうが投票率が高いという結果が出ております。子育て 支援策に期待が高まっているのではないかと考えますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

全般的に子育て支援とかというのは、皆さんが期待をするといいますか、そういう ところだと思っています。それが、男女比の問題はちょっとわかりませんけれども、 そういった年代の方々は、どうしても子育て、そういったことに期待といいますかね、 興味があるということはあると思います。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

ここに岐阜県関市の選挙パスポートがあります。先ほどのご回答に、公職選挙法で 義務づけられていない上、投票したか否かは投票の秘密に当たると解されることから、 積極的に証明するのはいかがなものかとありましたが、あえて質問をさせていただき ます。

これは本物のパスポートと同じ大きさであります。この中に、選挙の種類、衆議院選挙、また参議院選挙、地方選挙のこの種類が印刷、詳しく印刷をされております。また、投票日、開票日、投票率、当選者なども、誰にも見せることなく自分で書けばいいと思うのですけれども、書き込めるようになっております。また、関市の市民憲章も記載されています。

人生、今100年時代になっておりますが、人生が80年、投票に行ったと想定すると、衆議院と参議院選挙で約40回選挙ができるそうです。また、地方選挙で60回選挙ができるそうです。投票機会がおおむね100回程度になることに、この関市では着目をして、選挙パスポートに100回分の押印欄をつくって、生涯の投票率100%をしましょうと呼びかけてつくったそうです。投票をしたら、投票所で選挙パスポートにスタンプをもらうような印刷になっております。投票済み証を、さっき発行しているとありましたが、混み合ってきたときなど、煩雑で大変だという声も聞こえております。選挙パスポートの作成に費用はかかりますが、混んだ時にスタンプを押すだけで済むと思いますので、投票率向上に、若い人だけに限らなく、町民誰でも自由に、欲しいという人に、強制ではなく、欲しいという人に選挙パスポートを活用してはいかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

パスポートにつきましては、そうやって励みにするといいますかね、一生の間に 100回ですか、そういった考え方も1つあって、それは1つの考え方だというふうに 思います。

先ほど申しましたものの繰り返しになりますが、この証明をすることは、それでいいのですが、行ってきたかどうかの証明といいますか、確認をするといいますかね、そういったものに利用すればできるということです。政治的に考えればそういうことはないのかもしれませんけれども、そういったことの利用もされるということもあります。その縛りになるといいますか、そういったこともありまして、町のほうでは、発行はしているのですけれども、証明書はですね、お望みの方は、そういうこともありますので、これについては慎重な考え方が必要だというふうに思っております。この証明書さえ発行していない市町村もございます。ということは、その証明書を持っていって、はい、行ってきたよ、ちゃんと私は行きましたよというようなチェックといいますか、そういうことに使うことも考えられるということです。

いろんな使い方が出てくるということもありますので、議員お話しのとおり、そういった純粋に、純粋にというかな、そういったやり方はもちろんいいというふうに思いますけれども、そういったいろんな使われ方が出てくるところもあるものですから、そういうことをやる場合には慎重な考え方が必要ではないかというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、選挙割についてであります。選挙期間中に選挙割をすることで、選挙に関心を持ってもらう、この低投票率、また若年層の選挙に関心を持ってもらうという思いと、また商店街に足を運んでもらう、先ほどの質問もありましたけれども、まず地域の活性化とともに、この商店街に足を運んでもらう、この目的で、これが町の話題になって、1人でも多くの人が選挙に行ってみようと思ってもらえばいいのではないかと考えましたが、この点についてはいかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

これにつきましても、さっきの繰り返しになると思いますが、1つは、選挙に投票して割り引くといった場合に、お店の負担というのが当然出てくるわけですね。そういった形でお店のご協力が必要だということ。これについてはいろいろ難しさ、きのう渡辺議員さんの、冷たいと言われながらお答えした中で、大型店舗の問題とか、そういうのがあって、そういうところだったらということもありますし、そのお店、お店の事情もあるということで、そのお店の事情も1つあると思います。

あと、もう一つは、さっきも言いましたけれども、何というんですかね、言葉悪く言うと、それが買収というか、そういう行ってきたらもらえるよという話の中で、そういうような使われ方、やる方は純粋に思っても、利用する方はいろんなことを考えられておるのです。そういったこともありますので、そういった部分での難しさがある。さっきのパスポートと同じことなのですが、理由が根底にあると思うのですが、そういったその選挙というのは難しいところがありまして、そういったものが出てくるということです。

ですから、今やっておられるところも、あくまで民間の方といいますか、これは学生さんがやっているとか、そういった我々の意思の入らない純粋な、我々が不純というわけではないですけれども、そういう純粋な中での取り組みといいますか、そういった形でやるというのが、あの今やられている状況だというふうに思っております。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

投票率向上にすぐ結果が出るわけではないのですけれども、じわじわと効果が出る のではないかなという思いでこの質問をさせていただきました。

実は、酒田市では、選挙セール参加店舗は、ポスター掲示をしているそうです。それで、投票済み証を提示した人に10年以上前から酒田市ではこの選挙割セールをしているそうです。内容はどういうものかといいますと、刺身盛り合わせ1人前プレゼント、ドリンクバーサービスなど、こちらからやりなさいというのではなくて、各店が趣向を凝らしてやっているそうです。

また、神奈川県の川崎市では、選挙割をすれば選挙が盛り上がり、商店街にも新し

いお客さんが来るのではないかなという提案のもとで始めたのがきっかけだそうです。 マッサージ店で施術を10分間延長するとか、ペットの無料相談、ラーメン店で煮卵サービス、和食店でおかず1品サービスなど、若者目線で活性化に努めているそうであります。やはり若い人が選挙に行かないと、若者向けの施策は出てこないのではないかと考え、こういう取り組みをしたそうでありますが、しつこいようですが、もう一度お聞きいたします。お考えをお聞きいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

若者目線というか、若者、どのぐらい率が上がったかわかりませんけれども、そういった考え方で進められて、それでもあるのだというふうに思います。ただ、さっき言いました、さっきのあれですと、刺身盛り合わせといったらかなりの金額になるのだろうなと思ったり、余計な心配しましたけれども、お店でも随分太っ腹だなというふうに思いました。

ただ、さっきも言いましたけれども、選挙というものの基本的な考え方の中に、そういった、ともすれば、本人がそうでなくてもそう疑われてしまうということもあるわけですね。本人が御飯ごちそうになったということで、それが例えば買収されたとか、そういったことが全くないとは言い切れないのだというふうに思います。そういったケースも出てくる可能性はあるというふうに思いますので、こういうことについては、今やっている成功事例もあるかもしれませんけれども、やはり取り組みについては相当慎重にやっていかなければいけない事案だというふうに思っております。

なお、投票率を上げるということは、これは大切なことですので、我々も一生懸命 いろいろ考えてまいりたいというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

全国でも取り組んでいるので、提案をさせていただきました。投票率アップと地域 活性化の取り組みを試みていただけるようご期待申し上げて、質問を終わります。

議 長 (馬場久雄君)

以上で犬飼克子さんの一般質問を終わります。 続きまして、10番今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

ちょっと風邪をひいて、お聞き苦しいところがあるかと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

まず、質問の内容でございますが、今回1件3要旨で質問させていただいております。

まず、本町農業の現状と地域特性を踏まえた農業振興ビジョンの策定をということでございます。

農業をめぐる情勢についてはご案内のとおりかと思いますが、平成18年の米政策改革大綱以後、経済のグローバル化を背景に、平成25年の新たな農業・農村対策、平成27年のTPP大筋合意や、トランプ大統領の就任後の米国の離脱、そしてTPP11大筋合意、さらに最近、この日EUのEPA大枠合意、非常に目まぐるしく変遷をたどってきております。

このほかに国内としては、農地法の改正とか、きょうの新聞にもありますように、 市場法の改正とか、いろんなこの農業に関連する情勢が変わってきているというふう に認識しております。

その中で、本町の基幹作物である米の価格はやや上げ基調に戻してきている状況にありますが、農産物の価格は依然として低迷の状況にあります。このような情勢の変化を踏まえ、本町の農業・農村の振興方策を総合的に進める必要があると考えております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

国はさまざまな政策メニューを示して、一定の予算を確保しながら活用を図れというふうな状況で政策を出しているというふうに受け取っております。本町の農業政策の基本的な目標をどのように、あるいはどのように位置づけているのか、お考えを伺いたいと思います。

2つ目、計画についてでありますが、上位計画として第4次総合計画がベースになってくるかというふうに思いますが、その中で4つの基本的な目標が掲げられております。これらの目標の実現を図るためには、行政、農業団体、農業者を含む地域住民

などが一体となった政策づくりが必要だというふうに思いますが、この辺の取り組み を含めてどのようにお考えになっているのか。

3点目、本町の基幹産業としての農業を持続させていくためには、地域農業の現状と地域特性を調査分析し、総合計画の一環としての農業振興ビジョンの策定を急ぐべきではということで質問させていただきます。よろしくお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問についてお答えをいたします。

初めに、本町の農業政策の基本的な目標についてでありますが、本町の第4次総合計画では、農林水産業の振興の基本目標を経営基盤の充実・安定化のもと、農商工の連携に基づく農林水産物の加工・流通・販売の強化や付加価値の高い食づくり、地産地消の推進等を図り、元気のある農林水産業を目指すとしておりまして、農業政策の基本目標につきましては、第4次総合計画を基本に考えております。

次に、第4次総合計画では、農林水産業の振興として、農林業経営基盤の安定化、 農林産物の加工・流通・販売の強化、付加価値の高い食づくりと地産地消の推進、つ くり育てる漁業の4つの施策の展開方向を掲げております。

農業政策の取り組みとしましては、農用地の集積を図り、認定農業者や集落営農組織を育成するとともに、複合経営の推進や最新の農業技術の導入により、農業経営基盤の安定化を図る、農協・土地改良区の組織体制の整備・充実を支援し、農業生産活動の高度化・多角化に対応した農家への技術指導・経営指導を促進するとしておりますので、農業団体及び農業者を含む地域住民などと一体となり進めてまいりたいと考えます。

次に、農業振興ビジョンの策定についてでありますが、農業経営基盤の強化・促進 に関する基本的な構想では、優良農地を確保しながら、稲作を中心とした水田農業に、 野菜、花卉、果樹、肉用牛、酪農等を取り入れた複合経営の推進や、生産性の高い農 業を実現するため、全地区にわたり機械化による一貫作業体系の確立と、経営規模拡 大及び農業生産体制の組織化の推進など、その方向性を示しております。

大和町地域水田農業ビジョンでは、毎年変更を行いながら地域の特性・独自性を生かし、より具体的な計画を定めて水田農業に取り組んでおります。また、人・農地プ

ランでは、農業と農村集落の現状を踏まえ、集落ごとの話し合いをもとに、今後の集 落の中心となる認定農業者などの農業形態を選定し、随時見直しをしながら、行いな がら、集落の実態に即した計画を定めているものであります。

以上のように、現在策定している各種ビジョンの目標達成に向け、国の各種制度を活用しながら、関係機関との協力により取り組んでおりますが、農業振興ビジョンの策定につきましては、現在あさひな農協を含む県北部地域の8農協が合併推進協議会を設立して、平成31年4月に新農協の発足を目指して協議を行っておりますことから、合併後の動向を踏まえ研究に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

今野議員、ここで休憩したいと思いますので、午後に。 暫時休憩します。再開は午後1時とします。

> 午前11時54分 休 憩 午後 1時00分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、最初に先ほどの犬飼議員の答弁で訂正箇所があるという申し入れがありますので、町長から説明をいただきます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

議長からお許しをいただきました。先ほど犬飼議員さんのご質問の中で、一要旨目の食品ロスの関係で、食品ロスが年間754トンという、55ページの部分でございますが、これは私、黒川郡内というお話を申し上げました。これは大和町の数量ということで、1つ訂正をさせていただきます。

それから、次の投票率の件でございますが、参議院と衆議院の18歳、19歳の町全体の数量の中で、衆議院が38.78%、参議院が47.49%と申し上げましたが、これは誤りでございまして、衆議院が46.34%、参議院が49.05%でしたので、おわびして訂正を

させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

では、引き続き一般質問を行います。

10番今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

仕切り直しみたいなのになりますが、まず答弁いただいた中でちょっと質問させていただきたいと思いますが、基本的に私の、何ていうか、考え方といいますか、この第4次総合計画、これをベースにして町の農政といいますか、これを進めているということについては、これは同じ認識を持っております。

実はこの内容については、私自身は平成26年の9月の定例会でしたかね、でも質問をさせていただいております。それから3年余りたっているわけでありますが、要は、この中で、1つは回答、答弁いただいた中で、ちょっと疑問に思う部分なのですが、回答の2枚目ですか、3分の2のところですけれども、ここの中で集落営農の取り上げがあります。集落営農組織を育成するということで取り組んできたということでありますが、具体的にその集落営農組織がどのぐらい進んだのかなというのが第1点であります。

それから、農業団体及び農業者を含む地域住民との一体的な取り組みですか、進めてまいりたいということでありますが、具体的にはこの辺がどのようにされてきたのかという部分が2つ目でございます。

それから、この大和町の地域水田農業ビジョン、この存在は知っておりまして、平成16年の4月に策定したものですが、これまでの経過を見ていますと、この具体的な内容についての、変更しながらということでありますが、いわゆるその独自性というものが私自身には感じ取れなかったという部分でありますので、こういう地域の特性なり、独自性を生かした部分というのは、どういう部分があったのか、伺わせていただきたいと思います。

それから、人・農地プランについても作成をして取り組みを進めたところでありますが、これは冒頭で申し上げた集落営農との絡みがあるのだろうというふうに思いますけれども、その辺の取り組みの状況といいますか、進展ぐあいについてお伺いしたいと思います。

それから、最後にこの農協の県北部地域の8JAの合併構想があるわけであります

が、これについては31年に発足することになっております。基本的にいわゆるあさひな管内としての考え方は、当面はそんなに大きな変更はないというふうに思っております。それで、これはいろんな今の農業情勢、それから金融も含めたその経済情勢がこういうふうになってきて、農協がどうあるべきかという観点から合併、第2次の広域合併の考え方が出てきたわけであります。

一番大きいところは、いわゆるその金融政策の中で、ゼロ金利政策がとられてきたというところで、JAの経営というところからすれば、信用事業での収益は大きなウエートを占めてきたというのがあります。これは市中銀行も同じなのですが、このゼロ金利政策で信用事業の収益力が落ちてきているという部分も、1つの合併の発端といいますか、原因にもなっているのかなというふうに私は思っているところでありますけれども、そういう意味で、特に農業の部分を考えれば、全体のこの8JAの農産物の取り扱いとか、そういうのが大きくなって、いわゆるその販売面での交渉力とか、そういうのがついていくかというふうに思いますが、地域全体の農業のあり方といいますか、その辺は、何ていいますか、大きくは変わらないだろうというふうに思っておりますし、それから地区、あさひな地域という組織の地区本部制的な運営になっていくかというふうに思いますので、あくまでもJAあさひな管内での運営が基本というふうになっていくかというふうに思いますので、合併後の動向を踏まえ研究に努めていくというご答弁でありますけれども、この部分については、私からすると、この部分を待っている必要はないかなというところであります。とりあえずその部分についてお答えいただければと思います。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ただいまの再質問でございますが、集落営農の育成とか、そういったことについては、そこからスタートするわけではなくて、ずっと継続してきているわけですね。その中で集落営農を例えば法人化をするとか、そういったような形の動きの中で進んできているというふうに私は認識しております。新たに、新しいものに、丸っきり新しいものに取り組むということではなくて、継続のある中でやってきておりますので、そういった中での育成といいますか、育成と言ったら語弊があるかもしれません、語弊といいますか、一緒に法人化を目指すとか、そういった機械化を目指すとか、そう

いった形の中で進めているというふうに申し上げました。

その辺で関連してきますけれども、その水田農業ビジョンにつきましても、新たな 特徴的なというものがぼろっと出てくるわけではなくて、その見直しというものにつ きましては、面積の見直しとか、そういったことかもしれませんけれども、基本的な 考え方があった中で進めておりますので、そういった意味合いで申し上げたところで ございます。

それから、農協さんの合併につきましては、今議員さんがお話しのような内容だということだとすればそうなのですが、金融という部分での合併、それはもちろん大きな部分があろうというふうに思います。今回、北といいますか、黒川から北側が1つになって、非常に大きな組織になると聞いております。米の販売ルートにつきましても、全国で第何位とか、そういった中で、その販売ルートなり、そういったものが変わってくるというのが1つあるというふうに思いますし、もう一つ、それぞれの農協さんで特産として扱っている物が、結構ダブっている物があるように見受けられます。そうした場合に、そのダブった物が今まであさひな農協ブランドでやっていた物が、今度は何ていいますか、宮城ブランドというふうになるのですか、ちょっとその辺はわかりませんけれども、そうなったときに、そこの中の競争というか、大きな農協の中でのその競争というか、そういったものが出てくる。あるいはこれがあさひなさんではこっちを強化してください、こちらではこっちを強化しましょうとかという、そういった動きがあるのではないかというふうに私はちょっと考えたものですから、こういうことを申し上げたところでございます。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

何ていいますかね、具体的な、ちょっと、ざくっと見て、じゃあその、私が前に申 し上げたこと、この3年間の間に、具体的にこの大和町の地域水田農業ビジョンに基 づいて、どういう変化があったのかというところで、私からすれば大きな変化は見ら れなかったかなというふうに感じております。

それから、集落営農の関係については、人・農地プランとの兼ね合いも含めて、これも組織、集落営農がベースになって、今答弁にあったように、法人化していく。こ

れは発展的に組織としてなっていくのは、これはいいことでありますし、それはそれで取り組まれてきたというのも認識はしております。ただ、裾野を広げるという意味では、集落営農組織そのもの、あるいはその人・農地プランとのこの接点というのが、全然もう動いていないといいますか、そういう部分はちょっと感じているところでありますので、そういうその状況の中で、今回再度取り上げさせていただいたということがあります。

そこで、私、質問の中で、本町の農業農村地域の振興策を総合的に進める必要があるというふうに質問しております。この総合的にと申し上げた部分について、どういうふうに町長は捉えていただいたか、その辺をちょっとお伺いしたいなと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

総合的にをどう捉えたかということですが、ちょっとあれですけれども、前回のお話の中でも、9月でしたか、あのときにもいろいろお話しさせてもらいました。そのときに、農業生産者はもちろんですけれども、あとは農業に直接携わっていない方々、例えば人・農地、人・水とか、ああいうところでやっているんですね。そういった方々、あるいは行政とか、そういった方々が一緒にかかわって、そこの中で、農家だけでいいというわけじゃなくて、みんなでやっていくような方法が、今後の進め方であろうというお話があったというふうに思っていますが、そういったところのくくりといいますか、あとは例えばほかの今、いろんな、例えばワイナリーとか、ああいうのも出てきておるところでございますので、ああいった方が農協さんとどういう関係なのかわかりませんけれども、そういった全体の1次産業といいますか、そういった見方での考え方かなというふうに思っております。

議 長 (馬場久雄君)

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

そういう今ご答弁あった内容も含むのでありますが、今後総合的にというのは、これまでもこの農業問題といいますか、農業政策についていろいろ私も取り上げてきた

経緯があります。やはりその中で、先ほど申し上げたように、国の政策も含めて、大 分変わってきているのだろうというふうに思います。

そういう意味で、そういうその国の方向性も含めて、農業者なり地域の情勢なり、 そういうのがまず変わってきているし、それからご案内のように、耕作放棄地がふえ てきているとか、そういう多くのこの変化が、ずっと動いてきているということだと いうふうに思います。

そこで、質問の1個目、第1問目ですが、この農業政策の基本的な目標は、今答弁あった部分であろうかというふうに思います。ただ、最終的にこの辺、先ほど申し上げたこの変化の中に、地方創生とか人口減問題とかいろいろあって、そういう中で本町の農業政策の基本的な目標をどういうふうに置いているのかということでありましたが、これについては特段ご答弁はなかったと思っておりますけれども、これちょっと顧みますと、さっき申し上げましたように、農業政策がいろんな変遷をたどり、いろんな背景があって来ているわけでありますが、町としてこの農業振興ビジョンをつくるべきだというところは、私自身は平成10年ごろになるんですかね、三位一体改革の話が出たと思います。あれはたしか国と地方の財政悪化といいますか、そういう問題とか、それから地方分権の問題とかが取り上げられて具体化してきた時期であろうかというふうに思います。そういう意味では、加えて、農地制度ですか、農地制度も変わって、農業委員会についても、農業委員とさらに農地最適化推進委員の設置がされてきたりということで変わってきているかというふうに思います。そういう意味で、それらを受けて、町としてそのあるべき、求めるべき姿の農業振興ビジョンをつくるべきだという考え方であります。

最終的には、先ほど申し上げましたように、地方創生とかそういう人口減も含めて、この農村地域社会がこれまでこの積み上げてきた地域のコミュニティーとか、あるいは農地を維持してきた、守ってきたという部分、これを今後進める必要があるだろうということが、最終的にはその本町の基幹産業としてのこの農業の維持発展というところにつながっていくのではないかなというふうに思うのでありますが、そういった背景を含めて、この大和町のそういう農村地域の部分、どういうふうにお考えでしょうか。何ていうかな、あるべき方向というのですか、求めるべき姿といいますか、そういう部分についてどういうふうに考えておられるか、伺いたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

農業の政策につきましては、今お話しのとおり、いろいろ変わってきて、変遷しております。それで、今現在もお話しのとおり、農業委員会が変わって、役割もまた違った大きな役割ができてきているということで、環境はずっと変わってきているわけでございます。農業を1つの産業、農業の産業として考えた場合、あと農業といいますか、農業を全部含めた役割といいますか、そういったものはあるというふうに思っておりますが、産業としてはずっと変わってきておりますけれども、役割といいますか、さっきおっしゃった、その地域コミュニティーとか、そういったものについてはこれからも、これからもというか、今までもやってきているわけですが、そういった大事なものですので、そういったものはきちんとこれからも継続的にやっていかなければいけないのだなというふうに思っております。

そういった位置づけというお話でございますけれども、大和町にとって、産業的にも1次産業は非常に大切な産業でございますので、これは町としてもしっかりやっていかなければいけないところですが、前にもお話し申し上げましたけれども、制度的な問題とかそういうのがあって、どうしても国の助成とか、そういったものも一緒にやっていくということでよりよいものになっていくというふうに考えておりますし、やはりあと農業生産団体、JAさんとか、そういった方々との連携も密にしていかなければいけないのだろうというふうに思っております。

町としてのそういった考え方も、農協さんも多分そういった振興ビジョンというのですか、つくっておられるからのお話なのかなというふうには思いますけれども、町としては、先ほども言いましたけれども、総合計画があって、そこの中に振興の基本目標を掲げておって、さっき申し上げたところでやっており、その下の計画としまして、人・農地とかいろいろがあるわけでございます。

この間もお話があったけれども、それは政策にくっついてくる計画ではないかというようなご意見もあって、確かにそういう部分が否めない部分もあることは事実だというふうに思っています。振興政策というのは、ビジョンというのは、その中間に入るものの、中間といいますか、位置づけですね、そういったものをおっしゃっているのかなというような思いはあるわけでございますけれども、そういった意味では、農協さんたちと連携をとっていかなければいけないというお話をさっき申し上げました。それで、今度、余り変わらないということであったのかもしれません、私の早とちりだったのかもしれませんけれども、私はそうやってさっき申し上げたような、この

今度大きく組織として変わっていく、そうした場合に組織として変わった場合に、産 地のいろんな目標も変わってくる可能性もある、そういったことを鑑みた場合、その 動きといいますか、それは大事な動きになるのだろうなと。

一方で、そういった、何ていいますか、余り大きくない方々の振興というものについては、これはまた別な形の問題が当然あるわけでございますから、そういったものについても、組長さんなんかもそういったことを随分心配されておられますので、連携を図りながらやっていかなければいけないというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

そういうその背景といいますかね、そういう今の変化に対してどういうふうにしていくのかということと、結局大和町の農業の姿をどう求めていくのかということだと思うんですよ、最終的には。結局、私は今まで農業に関連して国の政策の流れを踏まえていろいろ質問してきたつもりでいたのですけれども、結局その地方創生もそうですし、人口減対策もそうなのですけれども、どうやってその農村地域、いわゆる農村というのは、都市との比較で農村と言っているだけであって、大和町とすれば何々地域ということになってくると思うのですけれども、そういう農村地域の発展といいますか、活性化というか、そういうことも含めて町としては考えるべきではないのかなというふうに思うわけであります。

質問については3項目掲げますから、ちょっとそれぞれ関連するので、含めて申し上げていきたいなと思うのですけれども、結局、1つは前にも申し上げたかと思うのですが、そこの三位一体改革とか、そういうその国の政策そのものが農業政策については各市町村にもうパイが投げられてきているのではないかというふうに私は受け取っているのですけれども、そうなったときに、町としてはやはり町が中心になって、今問題になっている担い手対策とか、農業の振興とか、そういうことをやはりきちんとつくっていかなくちゃないのではないかなというふうに思いますが、その辺については町長はどういうふうにお考えでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

町の基本計画が総合計画でございますので、これを基本に、農業に限らず全て進めておるわけでございます。ですから、繰り返しになりますけれども、その農業の、総合計画の中の農林水産部門の振興目標とかは基本入っておりますので、町の基本としてはそれで行く、行っているというふうに思っています。ただ、時代が変わった中で、その政策がいろいろ新しく変わってきたりしているわけでございますので、そういったものにつきましては、それに対応するべく対応をしていっている、それがアドバンスプランとか、そういったことになってくる部分もあろうかというふうに思いますが、基本的には総合計画で、ほかの部門といいますか、産業とかそういったものにつきましても、総合計画が第一で動いているといいますか、それが町の基本だというふうに思っております。

議 長 (馬場久雄君)

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

なかなかかみ合わないところがあるのですが、要するに、先ほど申し上げましたように、国の考えというのは、もうご案内のように、農業経営はもう規模は大規模農業経営ですよね。それから、農地を集積してとかと言っているわけであります。ただ、現場、現状を見たら、例えば大和町の現状を見たら、なかなか集積も進まない、あるいは農地の立地条件も悪いというふうになってくる。そうすると、国のその考え方とそこにそごが出てきていますよね、実際。一気に集積できるところもあるかもしれないですけれども、そうじゃないですよね、特に中山間地域とか、もうそれこそ中山間地にもならない、平場にもならないような、非常に取り扱いが難しいような地域もあるわけですよ。そういうものと、その国が言っているような経営体とか、あるいは地域農業のあり方だとか、違う部分はいっぱいあると思うんですね。

そういう部分を含めて、町としてのその農業振興の考え方を、あるいはその計画なり、ビジョンというものを示していくべきではないかというところなんですよ。その辺についてはどういうふうに考えますか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

国の政策とそごといいますか、出てきているということですが、これは大和町に限らず全部が理想的なわけではないわけですから、そういったことは当然、進む場所と、あとなかなか難しい場所というのがあるのだというふうに思います。

また、確かに集積について言えばそういうことで、今回、ですから農業委員会が変わった形で、農業委員の方とか、あと推進委員ですか、そういった方々がまた中心になって、もちろん町も入るわけでございますけれども、そういった集積を進めていこうということがあろうかと思います。

それから、中山間地とか、そういった場合には、中山間地の、これも国の制度を使ってにはなりますけれども、そういった振興といいますか、新たな振興、そういったことに取り組んでおります。今回も今度、中山間のほうで、民泊の事業でしょうか、これも国の施策ではあるのですが、農協さんの提案で国に申請をして、本年度と来年度で難波地区のほうでそういった補助が決定をして、これからそういった活動がされるということで、そういった部署、部署での活動といいますか、これも町独自だけではないのですけれども、そういった形で進めておるところです。

町独自での考えを示せというお話というふうには受けとめますが、なかなか町独自でというのは、できないわけではございませんけれども、そういった、どうしても金額のかかることもありましょうし、それからその地域の方々との考え方も統制しなければならないところもあるというふうに思いますので、もちろん町で全然やれない、やっていかないということではないのですけれども、そういったことについては、町独自ということだけではなくて、やはり団体さんとか、そういった方々との連携の中でやっていくということが大事なのではないかと。計画が要らないとかなんとかということではなくて、そういう考え方だと思います。

議 長 (馬場久雄君)

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

そういうことであれば、前回のこの26年のときの町長の答弁の中にも、町だけでな く広がりを持った形での計画づくりというのも必要だなという答弁はいただいた経緯、 ことがあったと思うのですけれども、そういう意味で、結局令私が提案申し上げている計画づくりについては、さっき、今お話があった農泊の問題も、例えばグリーンツーリズムとか、いろんな方法で、それも結局地域の活性化をどうするかということですよね。1つの手段だと思うんですね。そういうものを含めて、地域、地域の特性がそれぞれあると思うのです。

例えば大和町では、ソバは鶴巣地区がもうメーンで一生懸命取り組んでもらっているところですね。そういう各地域の特性を踏まえて、進むべきその振興のビジョンを示すべきではないかなと。その示すために、示すためにじゃなくて、結局その総合計画の基本のこの4つの目標を達成するために、じゃあ具体的にどういうふうにしていくのですかというのが、我々には見えない部分がありますねというところですよ。そのためのビジョンをつくるべきではないかということであります。

結局、今財源の問題もお話しされましたけれども、そういうふうにして地域、地域の特徴を踏まえてビジョンをつくっていくとなれば、じゃあどういうことをやっている、やっていったらいいかとか、必ず出てくると思います。地域住民を含めたというところは、ビジョンづくりに当たっては、結局、大和町はある意味、何ていうか、国の縮図みたいな状況と私はちょっと感じ取っているのですけれども、要するに、工業団地あり、職あり、住民ありということで、かなりそういう意味では、国の状況と、言っているところと近くなってきて、総生産高を見ても、農業関係はやはり町全体の、25年のデータですけれども、やはり1%ぐらいしかないんですよ。そうすると、ある人が、GDP1%のために99%を犠牲にするのかと言った方がおられました。本町もそういうことになっていくのかというところも心配なわけです。

そういう意味で、いろんな各種業種、それから各層の意見を踏まえて、そういった ビジョンづくりをすべきじゃないかなというのが、私の提案であります。そういう意 味では、やはり徹底した現場主義といいますか、現場を踏まえた計画づくりと、それ からもう一つは、いろんな国の交付金とか補助金とかいろいろあると思うんですね。 そういった情報収集をして、セットしてビジョンをつくっていく、それをそして町民 に示し、農業の必要性も理解してもらえるような、農業の意義なり、農業だけでなく て、林業等も同じだと思うのですけれども、そういうところを示していく必要がある のではないかなというふうに思いますが、その辺も含めて今後の進め方として、どう いうふうにお考えですか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

農業の難しさといいますか、そういった部分につきましては、要するにそれで生産性を上げて農家の方々が生活していくということになります。したがって、こうやって、こうやってということですが、そこで生産性を上げて、そしてそのことによって収入を得て、そして生活をきちっとやっていくということになりますので、政策的にこれをやりましょうというものについて、我々は例えばつくりましょうということまでは言えるかもしれませんが、それを販売して、そして収入を上げてという部分までにいくということについては、なかなか難しい部分が実際あるというふうに思っております。

そういったことでありますので、どうしてもそういった、要するに農協さんとか、 そういった方々と連携をとっていかなければいけないということが1つあるというふ うに思います。

それから、こういったものに取り組むというと、今補助というお話、そのとおりだというふうに思いますが、やはりこれは国の政策といいますか、そういったものを取り入れるということ、県の場合もありますけれども、そういったことになりますので、ある程度国の方向性なり、そういったものも、参考という言い方がいいのかわかりませんけれども、当然取り入れていかなければいけないということになります。

そういったことでございますので、町でということはもちろん必要と、そういったこともお話がありましたが、連携は私はどうしても必要だというふうに思うのです。 それで、今ソバにしましても、今宮城県で一番播種が多く、そして皆さんも、産業の方も一生懸命やっていただいて、これだけのものになっておりますが、ほかのものでも、例えばうまくいったものと、そうでないものということもあったりもするわけで、その辺の、何ていいますか、生産をするに当たっては消費者のこともありますので、そういった難しさというのがあるというふうに思います。

1%、99%のために1%とか、そんなことは私は全く考えておりませんけれども、そういった難しさがありますので、お話しのことはよくわかるのですが、やはりどうしても農協さんとか、そういった方々とも連携を、どうしてもとっていくことは必要だと。今それぞれの組織、大きな組織になってこられて、販売ルートをつくってこられたという、そういう成長されたと言ったら失礼かもしれませんが、しっかりやっている組織もできておりますので、そういった方々には独自といいますか、もちろん町

でバックアップしますけれども、その方向に行ってもらうということは大変結構ですが、そういった町としてのそういう考え方につきましては、町独自ももちろん必要だというふうに思います。方向性を示すということも、一緒にやっていこうという方向性を示すことも大切だというふうに思いますが、それにつきましても、やはりその関係団体、あるいは住民の方々、さっき言いました、総合的なという意味では、地域のコミュニティーを守るとか、そういったことも含めての部分がありますので、そういった方々のご意見等も参考にしながら、方向づけをしていかなければいけないのではないかというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

いろんな変化といいますか、これがもう次々と来ているんですね。例えば今あったような、その国の補助事業なり、いろんな交付金をうまく活用してという部分は、やはり国の情報を収集しなくちゃない。あるいは県の情報を収集しなくちゃない。その中で、我が町のこの地域にどういうものがあるのか、あるいは合うのか、それが町のビジョンとどうリンクしていくのかとか、そういうことをやっていかなければ、進まないと思うんですよ。それを具体的に進めるための、1つのその、何ていいますかね、羅針盤みたいなものだと思うんですね。

だから、例えば役場の職員は変わる、異動で変わり得るわけですよ。そうしますと、職員が変わったことによって、また中身が変わってくるとか、そういうことがあってはならないと思いますし、私はずっと今回残念に思ったのは、この答弁書をいただいたのですけれども、これ、前の26年のときの答弁書とほとんど変わらないんですよ、はっきり言って。ということは、結局その3年前と何ら変わった取り組みといいますか、新たな進展等がないのではないかなと私、ちょっと感じたところなのですけれどもね。

でありますから、職員が異動があっても、町の方向としてはこうだから、具体的にこういうことを次の人もやっていける、やはりそういう体制づくりをしていかなければ、進歩がないのではないかなと、ちょっと失礼な言い方になるかもわかりませんけれども、そういうふうに私は感じておるので、将来のこの大和町の農業の方向といいますか、振興ということを考えたときには、非常に懸念するところであります。

さっき私が言った、国が例えば形態を規範化といいますか、定型化して、こういう 形態をつくっていくと、それはそれで必要なんだと思うのですが、そういうのが出て くるということは、地方では現場としてどういうふうに現状を踏まえて、どういうふ うな担い手をつくっていかなくちゃないとか、やはりそういうものをやはり十分検討 して、ビジョンとして示していく必要があると思うのですが、最後でいいのですけれ ども、そのまず3点目の農業新ビジョンの策定について、取り組む気持ちといいます か、方向性について、最後にご答弁いただければと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

まず、今お話のあった、職員が変わって変わるということはないというふうに私は 思っております。町で政策をしているので、職員が変わったからまた変わるというこ とではなくて、それは継続していっているわけですね。

答えが変わっていないというようなお話でございますけれども、考え方は変わっていないということの中で、例えば組織や法人化があったり、あるいは組織がされたりということで、中ではずっと動いていると私は思っております。6年前と全く違っていないとか、動いていないとかではなくて、申し上げた中で計画は進めて、そしてそういった形のものを取り組んでいるということで思っています。

議員さんが言うに、十分ではないということなのかもしれませんけれども、それと 先ほど申しましたとおり、職員が変わったからといって、その政策が変わってしまう とか、そういうことではなく、もし変わっているとすれば、それは国の政策が変わっ たときには変わるということはもちろんあるわけでございますけれども、町の職員が 変わったから、その方向、我々、総合計画の中で動いているわけですから、その基本 的な考え方として変わっているということはないというふうに申し上げたいというふ うに思います。

それから、その振興ビジョンということでございますけれども、これはいつもそういう話になってしまうのですが、我々総合計画の中でやっていて、そこの中の考え方の中につながってきて、そこからスタートしてやっておるわけでございます。ですから、そういった農村のビジョンというものについては、ここの中に含まれているという考え方を持っております。

もっと具体的にという話なのかもしれません。そういったことにつきましては、先ほども言いましたけれども、我々だけでやるというものではなく、その団体の方々ともそういった、こういう方向、ああいう方向、そういったことはいろいろ話し合う機会を持たなければいけないのだというふうに思っております。

最近ちょっと農協さんとこういうお話、前は何か年に何回かということがあったのですが、担当のほうはもちろんやっておりますけれども、そういった機会も持ちながら、方向性というのはこれから大事な方向性ですので、ビジョンをつくるとかという、そういったものだけではなくて、しっかり話し合いをしながら方向性は一緒に考えていかなければいけないというふうに思っております。

議 長 (馬場久雄君)

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

そのビジョンの策定については、やる気がないというか、町長としては担当部署にそういう指示をする考えはないということなのかなというふうに受け取りましたけれども、ただ、今その職員が変わっても町の政策は変わらない、これは変わらないし、基本計画も総合計画も変わっているわけじゃないので、変わらないと思うのですが、さっき申し上げたように、具体的に進めていくときに、結局人が変わったら、またゼロから出発かという話になってくると思うんですよ。そういうことにならないように、私はビジョン、言っても、もう少し具体的に言えばアクションプラン、行動計画をつくっていただいて、それに基づいて職員が動いていく、そのことによって何らかの成果、結果が出てくる。結果に何かあれば、それこそPDCAじゃないですけれども、そういうサイクルを動かして、それでどうやっていくかというところが出てくるのではないかと思うのですが、今のところは、この農業政策については、そういうところが私は見えないということを言いたかったところでありますので、ぜひそのビジョンをつくって、さっき申し上げたように、結局国は市町村にそういう部分を、パイを投げてしまっておりますので、結局それを受けて町の自主財源も含めて振興方策を考えていくべきではないかなというところでございます。

もしこれに対して、町長、何かあればお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

職員が変わってとまたお話があったので、職員をかばうわけではないのですけれども、人が変わったからといって、前のものがもとに戻ってしまってということはないと思うんですね。当然引き継ぎをやって、途中まで計画があれば、ここからつながっていくというふうに思っております。そこが不十分だという、もしかして見方がされているとすれば、しっかり指示をして継続、継続といいますか、当然そういうことのないようにやっていきたいというふうに思っております。それから、振興計画、やる気がないとかということではなくて、町として1つのこの形で今進んできております。ですから、そこの中に含まれている、含まれているという言い方ではだめ、もっと具体的にという話であればなのですけれども、それについては、やる気がないとかではなくて、その具体のものについて農協さんとか、そういった方々としっかり話し合いをしながら、その方向をもう少し明確にするような方法を、ビジョンがいいのかどうか、それも含めていろいろ検討、検討といいますか、研究といいますか、そういったことをしてまいりたいというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

ぜひ、そのビジョンという言い方が悪いとすれば、行動計画ですね。そういうものはやはり必要ではないかなというふうに思います。ぜひ検討していただきたいというふうに思いますし、さっき言ったように、今まで、前にもその答弁の中で、私言ったかもわからないですが、今のその町の動きといいますか、の中では、やはりその国の政策の受け皿的な部分は明確にわかるんですよ。ところが、それ以外の、さっき言った、現場、現状に沿った、そういうものが見えてこないので、私何回も同じことを言っているのですけれども、そういうところをやはり示していただきたいなというところであります。

ぜひ、私、農業問題ばかり取り上げているのですが、いつだったかテレビを見ていましたら、山は命を育むといいますか、そういうようなことを言っておりました。要するに、天候の問題で今、大雨とかなんとか、いろんな洪水とか問題になっているの

ですが、その山に降った雨が地を通して、結局清らかな、それこそ大和町のあれじゃないですけれども、清らかな水を通して水田を潤して、米を育して、それを人が食して、命をつないでいるんだという話だと思うのですけれども、そういう1つの流れを、この農業振興ビジョンというか、行動計画をつくっていただいて、そういうその発展性のある農業政策を示していただければというふうにお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 (馬場久雄君)

以上で今野善行君の一般質問を終わります。 引き続き、15番堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

それでは、通告に従いまして、課の編成について、1件2要旨で質問を行います。本町は、企業立地に伴い若者の定住等によって、出生率も伸び、人口増加率は全国で3位、東北では1位となっております。出生率向上に伴い子育て支援の充実を図ることとし、平成24年、保健福祉課から子育て支援班が分離され、子育て支援課として現在に至っております。子育て支援課ができたことによって、子育て関連の窓口が1つになり、充実した住民サービスの向上が図られております。

また、高齢化社会に対応した「いつまでも住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくり」を進めていくのには、取り組むべき課題が多くなることから、現在の保健福祉課の現状では、今後の高齢者福祉サービスの向上に取り組むことは難しいのではないかと考えます。

本町と同規模人口の自治体は、既に保健福祉課を保健分野と福祉分野に分離して取り組んでいる状況にあります。本町においても、保健福祉課の編成時期に来ていると思われます。

また、本町の面積約226平方キロメートルのうち約7割が山林、基幹産業である農業の耕作面積は1,019へクタールであります。しかし、林業は木材の価格低迷による森林管理の放棄から、山林荒廃等による土砂災害や水害、鳥獣の出没などで、住民生活に不安をもたらしております。さらには、農業人口の減少、耕作放棄の増大、担い手不足などが深刻化しており、農林業への対策が必要であります。商工業においては、吉岡中心商店街の活性化や進出企業とのコンタクト、企業訪問、また夏祭りやイベントなど、祝祭日を中心に年間を通じて行われております。

これらのことから、これからの問題や課題に対応するため、将来を見据えた課の設置が必要と考えることから、次の2要旨について伺います。

1要旨目は、保健福祉課を保健分野と福祉分野の編成についてお尋ねいたします。 2要旨目は、産業振興課を農林業分野と商工業分離の編成について、町長の所見を お伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、課の再編に関するご質問でございます。

初めに、現在の課設置条例につきましては、平成24年10月1日に改正し施行されておりますが、その際には、総務まちづくり課を総務課とまちづくり政策課に分離し、環境生活課、町民課を町民生活課に再編し、保健福祉課と町民課の一部分を子育て支援課として独立設置いたしました。

それ以前の編成につきましての詳細は省略させていただきますが、現在の保健福祉 課の事務につきましては、保健課と社会課、産業振興課の事務につきましては、農林 課と商工観光課と分かれていた時代もございました。

そのような状況の中で、現在の2課の業務は、議員ご質問にもございましたとおり、 保健福祉課は、人口増加と高齢化の進展、介護保険や健康づくりへの意識の高まりな ど、事務量は増加傾向にあります。また、産業振興課は、企業誘致の順調な推移によ る立地企業の増加、映画「殿、利息でござる!」のヒットと、吉岡宿案内所の開設、 運営対応、基幹産業であります農林業への対応、イノシシ駆除対策など、同様に事務 量は増加傾向にあります。

ご案内のように、新たな課を設置することも一案でありますし、現在この2課につきましては、課長補佐を2名配置しており、課員の負担を緩和している状況にもあります。この課長補佐2名体制をより有効に生かせるような事務分担や、課内の事務を明確に分野ごとに分け、専門性を持って事務に当たることも、1つの手段であると考えております。

そのためには、適正な人員配置、人数配置を行う必要がありますが、これまではなかなか人員確保という面で計画どおりに進まず、職員にも少なからず負担が及んだ部分がありましたが、例えば課長と同程度の権限を持つ専門家を置くことも考えられま

す。 2 課に限らず、最近は、これまで事務分担になかった事務や、どの課にも分類できない事務も散見されるようになり、規則の見直しも必要な状況ともなってきておりますので、どのような課、事務、職員の配置が最適であるか、検討が必要な時期に来ているということは認識しております。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん、途中でありますが、ここで暫時休憩をして再開したいと思います。 暫時休憩します。休憩の時間は10分間といたします。

午後1時54分 休 憩 午後2時03分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

15番堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

それでは、ただいま答弁をいただきました。その中で、答弁の中で、やはり事務量が増加傾向にあって、そして職員に対する負担も大きいと感じているということも理解できました。そして、課、事務職員の配置も検討が必要な時期に来ているのではないかと認識しているということで、町長の考えは理解したところであります。

その中で、課内の事務を明確に分野ごとに分け、専門性を持って事務に当たること も手段の1つであるという町長の考えでありますけれども、やはりこの専門の部を設 けるということは、これは本当に町民サービスの向上につながっていくので、このこ とは本当に大事なことだなと思っております。

その中で、保健福祉課の人口増と高齢化の進展、介護保険や健康づくりへの意識の 高まりなど、事務量が増加しているということは、ご答弁の中にありました。その中 で、現在の高齢者数と、それから団塊の世代が後期高齢者となる2025年の高齢者の人 口の推移をお伺いいたします。これはもしご存じでしたら、65歳以上と75歳以上に分 けてご答弁いただきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

人口の推移ということでございます。担当課長から説明申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 (千葉喜一君)

それでは、堀籠議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、現在の人口に対する高齢者の数ということでございますけれども、大変申しわけありませんけれども、手持ちの資料が29年の3月31日現在の数字でお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、吉岡地区につきましては、人口が1万3,082人……(「全体でいいです」の声あり)全体でいいですか。全体では29年の3月末現在で、総人口が2万8,672人のうち65歳以上が5,950人、高齢化率にしますと20.8という状況になっております。2025年の高齢者数となりますと、今の第7期の介護の計画期間ということで今計画を定めているところではございますけれども、その計画の中で推計いたしております人口につきましては、65歳以上で3,269人、75歳以上の人口になりますと3,432人という推計を立てさせていただいているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

ただいま2025年の人口の推移で、65歳以上が3,269人で、75歳以上が3,432人という ご答弁をいただきました。この中で、やはり今団塊の世代が、今は前期高齢者であり ます。この前期高齢者で今現在地域での支え合いやボランティア活動を、前期高齢者 の年齢に近い方々が中心となって取り組んでいただいている状況であります。 その中で、この団塊の世代が後期高齢となる2025年、今まで地域で支えてきた側から、今度2025年になりますと、支えられる側になってまいります。ということは、そしてただいまの答弁をいただいたように、前期高齢者より後期高齢者のほうの人口が多くなってまいります。

そんな中で今取り組んでいるのが、これまでの入所施設内での介護ケアを自宅等を中心に地域で支えていく、地域型ケアに移行されておりまして、地域包括ケアシステムの構築が求められております。その地域包括ケアシステムの構築は市町村が中心となって整備していくこととなっておりまして、この地域ケアシステムの構築は2025年までに確立していかなければなりません。

そんな中で、今、大和町は保健福祉課、課が1本でありますけれども、同人口規模の自治体の保健福祉課の行政組織を見ますと、大体角田市、それから柴田、亘理町、それから富谷は5万2,000人となっておりますけれども、ほとんど三万五、六千の市町では、保健福祉課から健康推進課、それから福祉課と、課が分離されて取り組んでおります。利府町を見ますと、利府町が人口3万6,000人なのですが、ここは保健福祉課の課1つで、それから福祉班、長寿介護班、健康づくり班の3班で、課長以下3班で、職員数は25名で対応しております。

本町の福祉課の現状を見ますと、課長以下 4 係18名、社会福祉係、介護保険係、地域包括支援係、健康づくり係の 4 係で、それが18名で今対応しているわけであります。そして、利府の場合ですと、課長以下 3 係25名の体制で、包括支援センター、これは大和町は今保健福祉課にありますけれども、利府では包括支援センターは社会福祉協議会、または社会福祉法人に委託しております。

そんな中で、これを見ただけでも、保健福祉課の事業量はすごく大きいんじゃないかなと思っております。このこれからますます高齢化社会になっていく中で、この高齢者福祉の向上と充実を図るのには、やはりこの保健福祉課だけのこの体制では、私は十分なサービスができないんじゃないかなと思いますので、これらをもっと住民サービスの向上が図られるような体制づくりをしていかなければいけないと思うのですが、このことについて町長のお考えをお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今おっしゃったとおりの状況でございます。大和町は少数で職員の方が頑張っている状況にございます。

保健課のお話だけ今出ましたが、そのほかにもそういった課がありまして、全体として大和町の職員数につきましては、前にもお話があったところでございますが、どこが基準ということは難しいのですけれども、今の社会の状況からすると少なくなっているというふうに思っております。人口もふえている中、仕事もふえている中でございますので、今お話しの保健課はもちろんでございますが、他の課についても同じような状況がございますので、その辺の解消をするべく努めてまいりたいというふうに思っております。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

2025年、団塊の世代が後期高齢者となる年代でありまして、その10年後の2035年は、 団塊ジュニアと言われる世代が高齢者となると言われております。そうしますと、ま すます超高齢化社会になるわけでありますので、ぜひこれらに対応するための高齢者 福祉の専門分野は必要になってくると思いますので、ぜひ課の編成については取り組 んでいただくことを期待いたしまして、2要旨目に入りたいと思います。

2要旨目は、産業振興課を農林業分野と商工業分野の編成をについてであります。 農林業課題については前に述べたところでありますが、それに加えて平成30年から

展析来味過については間に述べたところでありますが、それに加えて干成30年からは、国による米の直接支払交付金が廃止されることになりました。これによって、農業所得が減少し、さらには作付放棄が懸念されてまいります。農業が抱える問題・課題に取り組むための対策が、これまで以上に求められてくることになります。

また、林業では、平成30年度の税制改正で、全国森林環境税の導入が確実視されております。この森林環境税は市町村が主体となって森林整備に充てる税で、所得者の確定できない森林の管理、それから放棄森林の間伐や林道などの整備を自治体で進めることになります。この事業が自治体で行うことになりますと、また職員の皆さんの山林調査や現地踏査が、事業量がふえてくることも確実でありますので、これらについても事業量が多くなって大変な分野になるんじゃないかなと思っております。

また、商工業分野につきましては、特産品のPR、それから町の紹介イベントなど、 これは本当に祝祭日を中心に年間行われておるわけでありまして、これは本当に職員 の負担が大きいんじゃないかなと感じております。さらに、企業訪問は、今後の開発 に向けた将来のための大事な事業、企業訪問等があります。

現在は進出企業による税収入が大きいところでありますが、大和町は昔から農業、 林業、そして「殿、利息でござる!」であるように、商業でも栄えた町であります。 これまで大和町を守ってきた農業、林業、商業対策にもっと力を入れるためにも、や はり課の編成が必要になってくると思いますが、この件について町長の所見をお伺い いたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

先ほども申しましたけれども、保健課だけではなくてと申し上げました。産業振興 課につきましてもそのとおり、そういう状況になってきておるのが現実でございます。

したがいまして、そういった、どういう課にするかとか、名称とか、まだ編成とか、 そんなのはありますけれども、今の状況では大変厳しいのだろうなというふうに思っ ています。

職員の数はふえればふやすのはいいのですが、時代の流れ、時の流れがあって、景気のいいとき、悪いときが出てくるんですね。そうすると、職員何十年も勤める中で、もしかして途中で景気が悪くなってきたりして、今度は人が多いぞという時代が来るとか、そういったこともあって、そうなったときには今度、減らせという話が出てきたりする。ですから、これはなかなか難しいところなのですけれども、適材適所できちっとやっていくということについて、人を一遍にふやすというのはなかなか難しいこともありますので、やはりそういったところは計画的にやっていかなければいけないのだろうなと。

それで、同じ年代で一遍に抜けられても困るとか、そういったことがあって、できれば毎年同じような人数でいけるような、ピラミッドといいますか、そういった形が本当は理想的だと思いますけれども、なかなかそうもいかないところがありますけれども、今の状況はとにかくそういった状況が、おっしゃるとおりでございますので、そういったものに対応できるようにやっていきたいというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

今町長がご答弁で言われたことは、私も重々理解しているところであります。それでもやはりこの時代によって事業量がどんどん増加してくる中で、やはり職員の皆さんの負担も大分大きくなってきていると思います。職員の笑顔が住民サービスにつながるわけでありますから、ぜひ職員の皆さんにもある程度の余裕を持った現場での対応をしていただければなと思っております。

最後になりますけれども、富谷市では本年度から農林部門と商工部門に分離して、これから予想される諸問題に対処するための体制づくりに努めております。大和町としましても、農林業、商工業、将来を見据えた課の設置を考えていくべきだと思いますので、これからもますます発展し続ける大和町において、さらなる町民サービスの向上が図られることを期待しまして、私の一般質問を終わります。

議 長 (馬場久雄君)

以上で堀籠日出子さんの一般質問を終わります。

続きまして、11番藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

では、1件2要旨でございます。

不登校新たな取り組みをということです。

不登校は、「相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のため就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう」という定義になっているようでございます。集団になじめない子供さんに責任はないと思うものであります。義務教育は行政や保護者にその教育を受けさせるための義務を果たさせているという意味になると思います。学校への復帰だけが不登校対策ではないという観点で、2点伺います。

1つ目、学校に通えない子供へ学校以外の学習機会の保障が必要ではないか。

2番目、学習機会がないまま卒業しても学力は伴わない。卒業後の調査が必要ではないか。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、藤巻議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

「不登校新たな取り組みを」についてのご質問です。

不登校は、何らかの心理的・情緒的要因、身体的あるいは社会的要因・背景により、 登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため、年間30日以上の欠席をし た者のうち、病気や経済的な理由による者を省いた者と定義をされております。

不登校の要因は、本人に係る要因や、学校・家庭に係る要因など、さまざまな要因がありますが、不登校の児童生徒を支援する目的で、全国各地に適応指導教室が設置されております。

適応指導教室の目的は、学校復帰、あるいは卒業後の進路先を見据えて、子供に社会的適応が行えるように指導することにあります。当地区には、黒川地域行政事務組合が設置・運営している「けやき教室」があり、現在町内からは中学生4人が通所しております。

適応指導教室は、学校から独立した不登校支援機関ですが、適応指導教室での子供の状態や動向は、適応指導教室が学校と連絡をとり合い、情報を共有しており、不登校の子供と学校との橋渡し役も担っております。

適応指導教室での勉強や学習面、他人とのかかわり、毎日の出席など、小さな成功体験を積み重ねて、自分に対する自信を身につけることにより、学校復帰につながるものと思います。このように、適応指導教室は、学校以外での学習機会の1つであると考えております。

平成28年度の不登校生徒の進路状況は、公立高校、私立高校、通信制高校への進学 と就職等、それぞれ自立に向け努力をしております。

よろしくお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

まず、ちょっと申しわけないのですけれども、広報をやっていますもので、つい言

いたくなっちゃうのは、「橋渡し役を担っております」、これに対しては、だから必要ないというのが多分答えになるのかなと、ちょっと突っかかったような感想を持ったところでございます。

そういう中で、まず昨年の12月ですかね、教育機会確保法というのが成立したわけでございます。その中で、先ほど言った、教育長も申した不登校ということでの言い方というんですかね、そういったものも載っておるようでございます。

そして、まず一番最初に、これ、私自身も不登校というようなことで質問要旨を、 こういう日本語になっているからしようがないのですけれども、やはり本来であれば、 その不登校という言葉自体が、どうしても学校に行けない子供というようなニュアン スがあるのではないかというふうに思います。

そういう中で、先ほど教育長の答弁の中にもありましたけれども、やはり登校困難な生徒、あるいは学校に、同じことじゃないかというのですけれども、やはりそういう言い方のほうが、私はふさわしいのかなと、これは個人の意見でございます。これは前振りということで聞いていただければと思います。

そういう中で、大和町における不登校の数というのが、私の所属する委員会のほうに出ているものでは、昨年が小学校で9人、それから中学校で48人、合わせて56人でございました。それで、ことしについては、これは10月まででございます。というのは、先ほどあったように、年間で30日以上、病気とかでない形で休まれている方というのは、そういう数え方なもので、減ることはなくてふえる一方の数え方になるのですけれども、ことしについては小学生で7人、それから中学生で32人、合わせて39人、昨年1年で56人が、今10月末現在で39人というふうになっているようでございます。

その中で、先ほどお話がありました、けやき教室に、中学生でございますが、けやき教室に4人、それからこれは委員会のほうで報告というんですかね、学校にいられるようになったという方がお1人、それから改善の方向にあるというのが5人ということで、合わせて10人、それなり、ちょっと言葉を選ばなくてはいけないのですけれども、10人については改善、あるいは改善方向というふうな理解をしているところでございます。

という中で、そうすると、あと中学生については22人の方が、依然としてというのかしらね、その学校に行けないような状況にあるのかなというふうに思っているのですけれども、この数字、間違いないでしょうか。ちょっとそこだけまず。10月末現在ということですが。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教育長 (上野忠弘君)

社会文教常任委員会で報告のあった内容で正しいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

間違いが……、一月たつので、少しは変化も、もちろんこれは10月現在ということですので、ということでお話をさせていただきたいと思います。そういう中で、要するに、その中で完全な不登校もたしか1人いらっしゃるというようなお話でございました。そういう中で、私の趣旨とすると、改善方向の方もいらっしゃるという中で、22人の方についてお聞きしたかったところでございます。

というのは、先ほども申しました、教育機会確保法、その中では、最終的にはそういう着地点だったわけですけれども、出発の段階では、いわゆるフリースクールとか、そういった形での子供への応援、学習支援というんですかね、そういったものも、もちろん教育委員会が会議をしないといけないと思うのですけれども、そういうような動きもあったようでございます。

そういう中で、どうしてもその行けない子、行けない子と言ったほうがいいと思う のですけれども、そういった方々への学習支援というんですかね……ごめんなさい。 もとい。

そういう中で、まずどういうふうな要因として、学校に行けないでいるかということの分析なりというのがもしあれば、お知らせください。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教育長 (上野忠弘君)

藤巻議員さんおっしゃるように、その学校に行けない子というのは、私自身にとっても、大きな課題の1つだと考えております。

以前、今話題に出たフリースクールについて、文科省が検討を進めて、一時、教育 として認めようかという動きまで動いたのですが、途中でそれも難しいというふうに なりました。そういう意味で、現在はけやき教室というところでの学習機会、あるい は生活機会を得ているという状況にあります。

今ご質問にありました理由ということなのですが、昨年のお話よりも、ことし、29 年度のお子さんたちについてのお話をしたほうがいいのかなと思うのですが、まずは 県のほうで、不登校の要因として、不安の傾向がある、無気力の傾向がある、学校に おける人間関係に課題を抱えている、遊び・非行の傾向がある、その他理由がはっき りしないというふうな分類がございます。これに当てはめて大和町の子供の状況を見てみますと、学校における人間関係に課題を抱えているというのが1名ですね。順番は変わりますけれども、それから遊び・非行傾向についてはゼロです。無気力の傾向の部分が8名いらっしゃいます。それから、不安の傾向が12名、その他が11名という 状況になっております。

議 長 (馬場久雄君)

藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

今、ごめんなさい、無気力が8名でよろしかったですかね。ごめんなさい、ちょっと聞き取れなかったのですが。それと、不安が12名ということでよろしかったですかね。はい、済みません。

ということで、逆に言うと、それと、多分その中の1人については、私も存じ上げている方なのですけれども、もちろん学校の先生方が定期的に連絡をとっていただいているという、そういう対応をしていただいているというのは大事ですし、ただ、なかなかそれでも、それはまあ、という中で、やはりそれで最初の設問に戻るわけでございますが、どうしても学校から来るということは、もう学校に来なさいという、そういうことに必然的になる方向、あるいはまたけやき教室についても、その学校へのソフトランディングというんですかね、そういう方向で指導されているのかなというふうに思っているのですけれども、そういう理解でよろしいのでしょうか、まず。ちょっとごめんなさい。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教育長 (上野忠弘君)

今、学校に在籍している児童生徒についての、学校に来られる子への対応という部分につきましては、やはり多岐にわたる要因ということを、先ほど答弁書の中でお話ししましたけれども、本当に多岐にわたるんですね。それで、先ほど5つの分類で見ましたけれども、それを今度はクロス的に見ていきますと、いじめを省く友人関係をめぐる問題とダブる部分とか、あるいはいじめとか、教職員との関係をめぐる問題とか、学業の不振とか、進路にかかわる不安、あるいは部活、あるいは学校の決まりをめぐる問題とか、入学・編入学、あるいは家庭に係る状況、その他ということで、大きく分けた中で、県のほうでは今のような形に分類をしています。

大和町でやはり子供たちの様子、家庭の様子を確認すると、無気力傾向と不安傾向、 そしてそれに家庭にかかわる状況というクロスが入ってまいります。例えば例を挙げれば、これは大和町でなくて、例えばです、保護者が放任的な指導をしながら子供は無気力だとか、あるいは子供が怠学傾向があるのだけれども、親御さんの協力がないとか、あるいはご夫婦の問題とか、転居の問題とかというふうな、複数にわたる要因がかかわっています。学校ではその要因を把握をしながら、個別に対応をしております。

その結果として、先ほど議員さんが話したように、その解消傾向なり、解消という 姿が今年度からぐっとふえてきました。つまり、先生方がかかわり続けることが必要 なお子さんたちなんですね。あるいは家庭であれば、スクールソーシャルワーカーや、 スクールカウンセラーなどがかかわり続ける。あるいは学校には相談員がいますから、 そんな方々で組織的にかかわりながら、今のような状況に、これは毎年新たな取り組 みを続けてきております。今年度も新たな取り組みをしております。

そして、まずそのような状況で子供たちと接して、原因となる部分が改善されたところで、次のステップといいますか、例えば教育相談を行って、けやきという学習の場がありますよと。その紹介をして面談をしてみたり、あるいはこんな例もありました。学校には行けないけれども、教育委員会で面談はできると。親御さんと来てもらって、そのうちにお子さんが役場の相談室で勉強を始めたんですね、したいということで。その子は3年間不登校でした、小学校から。役場の相談室で職員がついて、あるいはスクールソーシャルワーカーがついて面倒を見てあげたら、次には先生と会ってもいいと。そして、次に学校に行って、そして教室に何もなかったような表情で入

ったということもありました。あるいは、改善ができれば、保健室へ行っての準登校 になりますかね、あるいは通級教室もあります。

そのように、学校の教員、あるいは我々については、義務教育に籍のある子供たちを責任を持って6年間、3年間、面倒を見て卒業させるという仕事がありますので、まずそのことを一生懸命やっている現状であり、今議員さんおっしゃったように、段階を経て、その家族、あるいは子供に適した状況に進めてあげると。そして、1日も早く自立という方向に抜けさせるということを考えておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

先ほど言いましたように、私も6時から出校していただいている例とか、そういった、お聞きした例……その後どうだったかな、ちょっとあったのですけれども、という例、そういう努力されているということ。それと同時に、これはちょっと中学生まではいかないのですけれども、ちょっと頭に浮かべているのは、例えばボランティア、先生のOBなのですけれども、ボランティアでそういう行きづらい子、行けない子ではないのですけれども、行きづらい子というんですかね、そういった子に対して、補助的に教えるというんですかね、そういったことをなさっている方もいらっしゃるということで、やはりそういういろんな方の力というんですかね、とにかく学校に復活して、復活というのがいいのかどうか、してくれればもちろんいいのですけれども、そこに行かなくてもやはり本人が納得できるような勉強というんですかね、そういった方向があればいいのかなということで、1問目聞いてみたところでございます。

ですので、それと同時に、何ていうのでしょうかね、これを聞くのもあれなのですけれども、十分な学力でもって卒業というのができるという言い方はちょっと、聞き方は気をつけながら聞いているのですけれども、いわゆる登校日数的には足りる状況での卒業になる、なるというんですかね、今まで卒業された方、ことしのそんなことを聞いてもちょっとあれなので、そういったことをお聞きしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

藤巻議員、今の1問目1要旨、2問目、一緒ですね。(「1問目です、はい」の声

あり)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

確かな学力という、やはり物理的に考えれば、学習の時間が、通常の子が35週の学習をするとすれば、欠席することによって不足をします。ただ、休んでいる、その学校に来られないお子さんについても、その家庭での学習なり能力というものがあります。ですから、一概に学力の件については、ここでは述べたくないのですが、ただ、私が持ったお子さん、この町ではないのですけれども、この子も中学校、やはりずっと不登校、完全不登校でした。ただし、学ぶ意欲があったんですね。それで、県内の普通の私立高校に進学をしました。そこで生徒会長になったんですね。ですから、子供の可能性というのは今だけではないと思います。いつその花が開くかわかりませんので、それを先生方は信じながらつながり続けるということがありますので、その辺でご理解のほうをよろしくお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

今のやはり生徒の中で力の限りやっているということで、2つ目の質問に移らせて いただきたいと思います。

先ほど同僚議員の質問の中でも、若干の回答があったと思っているのですけれども、 卒業後の進路状況について、改めてまずお聞きしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

2要旨目の質問ですか。(「2要旨目です」の声あり) 教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

進路状況ということで、公立、私立等のお話でいいのか、もう少し具体的なほうが ……。 (「もう少し具体的に」の声あり) 具体的なほう。はい。

昨年度のお子さんに関しましてですが、19名中16名が進学をして、3名については、

先ほど申したとおりです。公立であれば宮城広瀬、美田園高校、私立、明成、東北生活文化大附属高校、大崎中央高校、クラーク学園、通信制では第一学院、KTC学院、ルネッサンス等に進学をしております。

議 長 (馬場久雄君)

藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

ごめんなさい、2問目に移っていました。2問目について、そうすると、それぞれ十分に、十分にというのかしら、ちょっと大丈夫なんだべかという思いで、この2問目を立てたところでございます。いわゆる、先ほどありましたけれども、かなり自分で、自分でというか、ハードル、普通の子よりはちょっと体感的にはハードルが高い高校入試というのはなっているのだろうなというふうに想像する中で、そういうふうに継続的な支援が必要なのかなという思いで、今回2問目についてお聞きしたところでございますが、そういう意味では、いわゆる中学校を卒業された方々については、もちろん進学なり就職なりということでは、それぞれ活躍なされているというふうな理解でよろしいのでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

進学後の件なのですが、各学校、教頭に対して確認をしたのですが、まずは進学校、私立の場合には、年に一度か二度、学校訪問があるので、そのときに進学した子供たちの話を聞いておりますと。訪問というのは、大和中と宮床中に見えるんですね。そのときに、つまり3年になれば、3年間の報告があります。それで、やはり両教頭が話しているのは、学校のとき、義務教育のときに不登校だった子が、あんなにも変わるのだろうかというふうなことで、環境が変わることがいかに大きいかというふうなことを話しています。

そういう意味では、現在、けやきも含めて、進学したお子さんたちについてはしっかり自立の道を歩んでいるというふうに認識をしております。

議 長 (馬場久雄君)

藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

進学された方々については、自立されているということで、安心をしたところでございます。同時に、これはまたあれですけれども、きょうびなかなか中卒での就職というのも厳しいのかなというふうな、これは私の思いでございますけれども、でも就職されているということであれば、ずっと続けていただければなというふうな思いはあります。

ということで、そこの何ていうんですかね、卒業された生徒さんの進路状況について追跡とまでは、追跡したようにも報告をいただいているというふうな理解だと思うのですけれども、そういうことで経過的に把握できているということでございますので、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

以上で藤巻博史君の一般質問を終わります。

14番髙平聡雄君。

1 4 番 (髙平聡雄君)

それでは、質問をさせていただきます。

予算編成方針についてということでお尋ねをします。

平成30年度予算の編成時期となっております。新年度予算を編成する上での基本的な考え方や留意点は、本年度予算と同様の内容になっているのだろうか、また新たなふるさと寄附金の使い道についても検討されていると思いますが、その内容についてお聞かせをいただきます。

2003年の三位一体改革で、国からの地方交付税、交付金が大幅に減少したことを契機に、財政構造改革の一環として始まったマイナスシーリング、大和町でも例外なき財政改革を推し進め、着実な財政運営を図ってきたことで、財政基盤の強化は一定の水準となっておりますが、新規事業については、抑制的な環境だったことは否定できません。このことにより、新たに政策に取り組む経験を有さない職員が多くなり、行政需要をどうさばくか戸惑っているのではないだろうかと懸念をしております。

みずから課せられた課題に果敢に取り組む姿勢を体現するため、予算の中身を義務的経費、一般行政経費、政策的経費に仕分けなどをして、各部門が所管する事務事業について、収入の確保、増収及び創意工夫による経費の節減努力を評価し、節減額の全部または一部を新規事業、重点事業の財源として優先配分する制度、一般でいうインセンティブ予算を実施してはいかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、予算編成に関するご質問でございます。

平成30年度の予算編成に当たりましては、中期財政見通しといたしまして、平成30年度から平成32年度までの見通しを踏まえて、予算編成の方針を決定したところでございます。

11月7日に行いました予算編成説明会におきまして、各課予算担当者へ平成30年度予算編成方針を伝えまして、その方針にのっとりまして予算見積もり要求書を調製するよう指示を行っております。

平成30年度予算の編成方針でございますが、歳出面では、経常経費の見直し、事務 事業の財源確保の努力を行うこととし、具体的には、消耗品等の一般事務的経費につ きましては、経費節減に努め、予算要求に当たっては、平成29年度当初予算額を上限 とすることとしております。

また、政策的事業や重点事業につきましては、改定しました第4次総合計画に基づく第4次実施計画の策定に合わせまして、1件ごとに各課長及び担当職員から直接事業の説明を受け、事業の必要性や効果等を判断しながら対応することといたしております。

ふるさと寄附金につきましては、平成28年度から返礼品の送付を開始いたしましたところ、これまでにない寄附をいただきましたことから、寄附額から返礼品等の経費を控除した額をふるさと応援基金に積み立ていたしております。平成28年度末残高につきましては、2,426万2,000円となりましたので、平成30年度予算の編成方針において活用を図っていくことを指示したところであります。

三位一体の改革が行われた地方交付税改革により、交付税総額が大幅に抑制され、 普通交付税が減少していく状況を鑑み、予算要求段階で義務的経費等を除いた経常経 費の要求上限を前年度の95%として、事業ごとに枠配分しておりましたが、平成22年 度以降の予算編成においては配分は廃止して、前年度予算額を上限としております。

インセンティブ予算は、枠配分予算の中で予算執行段階における節減、増収の努力を評価し、予算に反映させることにより、意欲を維持させることを目的として行われており、収入増加への動機づけや自発的な事業の見直しにつながるものと理解しております。

創意工夫により節減した予算額をどのように算定するのか、そもそも予算要求額が 過剰でなかったのか、どの程度のインセンティブを付与するのか、研究すべき点もあ ると考えております。

予算編成方針において、既存の事務事業についても、スクラップ・アンド・ビルドによる見直しを掲げており、職員に浸透していると考えておりますが、インセンティブ予算にも通じるところがあるのではないかと考えております。

平成30年度の予算の編成方針においては、第1の事項といたしまして、通年予算、統計予算の原則の遵守を指示し、さきにも申し上げましたとおり、ふるさと寄附金を活用すること、事業には創意工夫のされた予算要求がなされるものと、このように考えております。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

ここで、暫時休憩します。

休憩の時間は、10分間といたします。

午後2時58分 休 憩 午後3時08分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

14番髙平聡雄君。

1 4 番 (髙平聡雄君)

それでは、お尋ねをします。

基本方針の方向性として、前年度踏襲で総額としては前年対比でゼロシーリングと、要するに同じ考え方だという基本を持っているということで、さらに今回の場合はふるさと寄附金をそれ以外にその活用法を指示しているというお話ですが、それをちょっと見方をそのままで捉えると、プラス2,400万円ぐらいの寄附金を使ってもいいよというようなことで指示をしたということでよろしいのでしょうか。前年の費用にプラス2,400万円というものを乗せていいよと、総額で、ということでよろしいのでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ゼロシーリングというか、事務費について前年比ということでございます。したがって、事業によっては、そのスクラップ・アンド・ビルドとか、そういったものを含めて、これから出てくると思っております。全体の枠ではなくて、ですからプラス2,400万円、応援基金も入るということになりますけれども、これだけではなくてということでございます。

議 長 (馬場久雄君)

髙平聡雄君。

1 4 番 (髙平聡雄君)

それと、今言ったふるさと寄附金、これまでためていたやつを今回、その使い方を提案してくださいという指示を出したということですが、これは1回切りの使い切りということで、その2,400万円、何か提案があれば、新たに受け入れますよという考え肩なのか、あるいはその2,400万円はあるけれども、これを例えば常に優先順位だとか、重要性だとか、そういうテーマを設けて、その中から、例えばですけれども、1,000万円は30年度に使ってもいいよというような腹づもりなのか、その辺についてどうお考えになっていらっしゃるのか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

腹づもりというから、私の考えということでよろしいのでしょうかね。(「はい」の声あり)このふるさと納税につきましては、目的基金といいますか、いろいろ納付していただいた方々が、こういったものにという期待もありますし、希望もありますし、あとは自由に使ってもいいですよという考え方もございました。そういったところでございますので、その目的のあるといいますか、それについてはそういった使い方をしていかなければいけないというふうに思っています。ことし1回で使うのか、あるいは何年かに分けるのかというご質問だというふうに思いますが、これについては、提案する内容にもよりますけれども、1回でやっても効果が出るのであれば、効果といいますか、それにふさわしいものであれば、それというふうに思いますし、これから提案を見ながら、内容を精査してもらいたいというふうに思っております。

議 長 (馬場久雄君)

髙平聡雄君。

1 4 番 (髙平聡雄君)

この答弁書の全体の印象も、今町長からお話を伺った中では、やはりその出た中で 判断を示していくというようなことになっているのではないかというふうに聞き取れるわけですね。ですから、私が今回提言をさせていただくということについては、もう少し深く思慮をして、例えばその2,400万円という今回の新たな財源についても、今町長が申されたもの以上に、要するに使いたいという、その使う側の、要するに各課ですね、使う側のその意図だとか、そういったものを、やはり1つの様式にして、それは例えば何課であろうが、何事業であろうが、事業名を書いて、款項目節を書いて、新規事業なのであれば新規事業と書いて、その中で今回はこれをやっていかなきゃないというような実際の要求のその状況だとか、そういったものを同じ平場で見られるような、そういうその体制をしかないと、今回2,400万円を仮に、このことだけで今議論していますけれども、2,400万円は使い切りになってしまうのか、1,000万円で終わってしまうのか、残ったものはどうするのかというのは、その都度、その都度の都合によってしか、その使わないというか、本当に必要なのかということが、決裁をする側にとっても、あるいは決裁を受ける側にとっても、その必要性というもののその重要度というのがなかなかはかり切れないんじゃないかなというふうに私は感じ

るわけです。

今回のそのインセンティブについては、答弁書の中でもお話をいただいたように、1つはそのスクラップ・アンド・ビルド、今回の予算編成方針の中でも示しているということではありますが、これが具体的に毎年毎年、その継続しているやっている一般的な公共サービス、そういったものに使われている中でも、やはり行政需要だとか、行政サービスのニーズというのは、やはり年々変わってくるし、ボリュームも変わってくるし、だから歯どめがないと、当然、毎年毎年ふえていってしまうということを抑えるために、やはり時代にそぐわなくなったものなんかを一方では、当然削っていくだとかという作業を、これはやっていかなきゃないわけですが、これについても、数字上で、先ほど言った様式をつくって、その中で、これだけ削りました、例えば3%削りましただとかということになれば、その3%はじゃあ新たな同じ部門の別の事業、新規事業なり、継続事業でもう少しふやしたいものに使ってもいいようだとか、そういう形に使わせるべきではないかというようなことで、そのスクラップ・アンド・ビルドをより、今やっていらっしゃるものより強固に進めるための手法として考えていくべきじゃないかなというふうに思うわけです。

ですから、ことしだけで終わるんじゃなくて、新しい事業をやるためには、今まで の見直しを必ず進めなきゃないんだということを、毎年毎年経験をさせていくという、 そういう考え方に立つべきではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

お話しのとおりだというふうに思っております。今もそういった形で新規事業につきましては、そういった形でこういった事業をやりたい、こういった必要性がある、よってこれが必要であるというようなものを当然出してもらって、それについて精査をしていくという方法をとっております。

議員おっしゃるのは、そういった中で、例えば継続のやつとか、このぐらい減らして努力をしましたよという、見えるものについてというようなお話なのかなというふうにとりましたけれども、ことしの場合は、ことしもあって、今までの場合はそういう形で、一般事務費については上限を一応決めて、あとその一つ一つについては、継続については当然、継続の中で出してきますし、新規のものは新規で出した中で精査

をしてやっているということでございます。

なお、そういったインセンティブですか、先ほども言いましたけれども、スクラップ・アンド・ビルドにつながる、つながるというか、少し関連する部分もあるのかなというふうに思っておりますが、今後そういったものについては研究してまいりたいというふうに思っております。

議 長 (馬場久雄君)

髙平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

ここにお話、先ほどいただいた中に、そのインセンティブをやる上で、創意工夫に より節減した予算額をどのように算定するかという、その算定基準がまだ課題だとい うようなことと、あとはその予算額がもともと課題だったのではないかというような こと、あるいはどの程度のインセンティブを付与するかということを課題として挙げ ていらっしゃるのですが、1つの例として申し上げれば、例えば毎年のその入札にお いて、本来予算づけしたものからの差金というのが出るケースがございますよね。そ ういったものを加えるか、そのインセンティブとして考えるか、考えないか。あるい は昨年決算のときだったでしょうか、余りにも不用額が多くて、これって何なんだみ たいな、それが先ほど話された、その本来課題だったのか、課題でないのかみたいな ことまで議論されることがですね。でも、これはやはりその時点での不用額が起きる というのは、結果としてそれが出てくるわけで、やはり入り口のときのその各課の見 通しというか、そういったところに、どうしてもこのことをやっていかなきゃないん だという意味での議論の積み重ねというものが十分だったのかどうかということが、 まだ足りないのではないかということが言えるのではないかと。あるいはどの程度の インセンティブを付与するかという、これはもちろんいろんな考え方があると思いま す。でも、これは予算方針を示す側で決定すれば、それはいいことであって、そのこ とについては、単純にその枠を、仮にですよ、3%と決めたとすれば、3%を先ほど 言った、そのスクラップ・アンド・ビルドをする努力は徹底的にしていただくという ことに対して、またそれを達成したことによって、新たなものにその3%が使えるの だということであれば、それはできるのだろうというふうに思うんですよ。

ですから、ここで言う研究の課題というのは、決してそんなにハードルが高いんじゃなくて、やろうとすると、その考え方によって、先ほどのその新しい、新規事業に

ついては500万円云々かんぬんというように、今ある制度の中でも、それを徹底することによって、言ってみれば、これまでその新たなものに取り組むよりは、現状でやっていることのほうが、一方では楽だというわけではないけれども、前年踏襲というようなことでやっていけるのではないかというようなことを考えてしまいがちなのではないかと、そういうことを防ぐ上でも、常に削るものは削ると、新たなものに果敢に挑戦するという、そのサイクルをつくるべきではないかということから申し上げているわけでありますが、いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ちょっと私の理解が足りないのかもしれませんけれども、例えばその入札差金とかという問題になってきますと、その通常の積算でやったものと大きな差が出る場合がございます。これは我々が予測できるものではなくて、当然厳しい積算の中でやっていって、入札したら思いのほか大きく出るということもあるわけでございます。そういった中でありますので、なかなかそのインセンティブ、そこから幾らやると決めておけばまた別なのかもしれませんけれども、そういったものについてのそのインセンティブというか、その努力というのをみいいるのは難しいのではないかと。

例えば一般財源、一般財源といいますか、一般事務費とかで、例えばことし、100万円であったと。それで、年度末のときに、例えばこれが97%であったとか、そういう見方、一般財源につきましては、先ほど申しましたとおり、三位一体改革の中で随分厳しく査定をし、削ってきた経緯があって、それをこれ以上は難しいということで今上限を一定にしているところでございますので、この厳しさの中で1年やった結果、こういったものが出てきた、この努力をというのは見やすい、見やすいといいますか、わかりやすいと思いますが、事業の中で、例えば入札行為とかある中でのものについて、そういうことは大いに結構なのですけれども、そこからというのについてはなかなかこう、決め方だとおっしゃりますけれども、いろんな業界・業種の中で、結構いつも差が出るものと、そうでないものと、最近、測量とか結構差が出るのですけれども、そういったもののところがいろいろ出てくると思いますので、そんな難しいことではないのかもしれませんけれども、いろいろ考える余地はあるのかなというふうに。済みません、私の理解が足りないのかもしれませんけれども、思います。

議 長 (馬場久雄君)

髙平聡雄君。

1 4 番 (髙平聡雄君)

この時代、民間の業者の方はいろんなアイデアを持って、これまでその収益事業として見なかったことなんかまで、多くはその、簡単に言うと、コマーシャルを見てもらうと、ワンカウント幾らだとかと収入になるだとか、新たな商売の手法というのが世の中には今いっぱいあるわけです。ですから、それの一部を行政のほうにアイデアとして取り組むことによって、そこに経費の節減というのが出てくる。

例えば1つの例として、自動販売機、今庁舎内に何ぼか設置していますけれども、 今AEDを一緒に取りつけた自動販売機というのがあるんですね。だから、そういう ことを設置することによって、AEDを改めて庁舎内の予算を使って設置する必要が ない。だから、そういうアイデアをいろいろ考えることによって、これまで当たり前 として使っていた予算が必要なくなるということが今いっぱいあるということなんで すね。

だから、そういうアイデアを誰が考えて、予算執行者というよりは、予算を要求する側がそういうアイデアを常に考える方向に物事を見ていくような仕事をしていただく予算づくりというか、それをみずから考えるという考え方を予算に導入するべきじゃないかと。

多分、私が今申し上げていることを、じゃあことしから始めましょうと言っても、 すぐにそういう発想に立って物事が進むとは私も考えにくい。だから、先ほど言った ように、これまでそういうことでやってきていませんのでね。

ですから、今回の新たな、これまでなかったものを寄附金として使いましょうといったときに、もう一つエッセンスを加えて、そういう観点で、本来は必要、予算としてこれまでの常識では必要だったけれども、これからはそういうものは、外部のさまざまなアイデアの中で必要なくなって、さらに直接の行政サービスに使う金の枠が結果としてふえるのだというような考え方を、今回を機会にして何年かかけて定着化させるということが必要なのではないかというふうに提言をしているわけなのですが、いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

予算といいますか、常にそういった創意工夫といいますか、そういったことでやっていくということ、大切なことだと思っております。今やっていないのではなくて、やっているけれども、もっと深くという意味だと思いますけれども、そのAEDの話とか、実際あるところもあるのです。そういったことで、そういった工夫をしながらのやり方、これはぜひとも必要な状況だというふうに思っております。

ともすると、最近少し景気がよくなったりしているものですから、その辺の節目といいますか、考え方を現状、本来の、本来のといいますか、そういった厳しい見方をする考え方というのは、こういったときにだからこそ必要になってくるのではないかというふうに思っております。

議 長 (馬場久雄君)

髙平聡雄君。

1 4 番 (髙平聡雄君)

そういう考え方に立って、さまざまなアイデアを今の方々は柔軟に出せる人材がいっぱいいらっしゃると思います。例えばそれの1つとして職員提案だとかなんとかというものを述べるときに、こういうことをやればいい、ああいうことをやればいいということだけじゃなくて、私も常に町長と議論しているときに重要視しているように、じゃあその財源というのはどこから持ってこようかだとか、それは裏づけは何なんだというようなところまで、お互いに議論をして説得、理解を得るというのは、相当大切なことだろうというふうに思います。

ですから、いい提案を求めて、それでそれに対するそのインセンティブ予算を使って、それを実行するんだということになれば、これは相当町民の方々に対するサービスの質の向上につながるのではないかというふうに考えるわけであります。

さらには、それを導入された上に、表彰状なんかを、その考えた課長さんを通じて 担当職員なり、あるいは課長みずからが考えたのであれば、その上司から表彰をして いただくというようなことによって、さらにその士気が上がると思います。ぜひ具体 的な検討を求めますし、その予算配分についての基本的なマニュアルだとか、あるい は先ほど言った計画書だとか、そういったものは今お持ちでなければ、もう先行して いるような自治体がいっぱいありますから、そういったところの様式を検討されて、ぜひ試行段階から始めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

そういったことだというふうに思います。いろいろ提案のほうとかもあって、残念ながら最近、予算ではないのですが、職員提案とかいろいろあるのですが、提案とか少なくなっている状況もあります。そういったことで、そういった職場環境といいますか、提案しやすい環境といいますか、そういったことも我々の努力が足りなかった部分もあろうかと思っておりまして、そういったことについては今いろいろ取り組んでおります。

予算につきましても、おっしゃるとおり、そういった工夫をしながら住民の方への サービス、より濃いものにするようにやっていきたいというふうに思っております。 よろしくお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

髙平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

その考え方に立った予算の編成について、エッセンスを加えて、ぜひ進めていただけることを期待して、次の質問をさせていただきます。

続いて、税務職員の併任についてということでお尋ねをします。

平成21年に発足した宮城県地方税滞納整理機構により、収入未済額の縮減、アナウンス効果プラス直接効果、処分停止、不納欠損処理による未処理案件の整理、徴収技術の向上、ノウハウの継承、県と市町村の連携、職員を同行しての捜索・差し押さえ、広域案件に対する効率的な滞納整理、モデル的な取り組みの紹介、滞納を許さない機運の醸成による納税秩序の確立、延滞金の確実な徴収等、多くの成果を得た機能の存続が求められている中、延長があるようですが、将来は自助努力によることが予想され、悪質化する滞納処分への対応が求められる中、隣接する市町村との協定を結び、併任での滞納整理を可能とする組織の立ち上げを図ってはいかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、税務職員の併任についてのご質問でございます。

宮城県地方税滞納整理機構は、地方税収入の確保を図るため、集中的に滞納整理を図る機関としまして、平成21年4月に設立されまして、本年で9年目となりました。宮城県では、機構の設置期限を3カ年、平成32年度まで延長することが決定いたしております。

これまで市町村から滞納事案を引き受け、個人住民税を初めとしました市町村税の 滞納整理を推進し、機構におけます徴収率も50%以上5年間継続するなど、高い徴収 率となっておりますことから、直接的効果はもとより、メディアを活用した取り組み によるアナウンス効果により、収入未済額の縮減にも反映したものと考えられます。

また、本町では、設立年度から平成28年までの8年間、職員を1人2年ずつ計4名の職員を派遣しておりまして、徴収技術の知識を習得し、徴収を強化するとともに、執行停止等、未処理案件の整理を図ってきたところでございます。

機構で得た知識につきましては、日々、徴収業務の中で、差し押さえやインターネット公売、滞納者との折衝等につきまして、実践を通して継承し、体制の強化を図っております。

議員からご質問のありました、将来は自助努力による徴収や、広域案件に対する効率的な滞納整理の必要性につきましても認識しておるところでございまして、隣接市町村と協定を結びまして、平成25年8月に宮城県仙台北税務署及び管内黒川郡4町村、大和町、大郷町、富谷町、現在富谷市ですが、大衡村の、町村税の徴収担当員で構成する協働活動部門、チームT.O.T.O、これは全部頭文字をとって、大和、大郷、富谷、大衡ですね、これを発足しまして、各市町村2名ずつの職員の併任発令及び徴税吏員証の交付を受けまして、徴税吏員の相互併任を行っておるところでございます。

この組織によりまして、構成市町村の中で重複する滞納者等の実態を把握するため の調査を円滑かつ効率的に行うことができ、徴税等の広域案件の滞納整理を協働連携 して取り組むこととしております。

また、徴税吏員としての徴収技術の習得と、滞納整理方針を統一することによりまして、滞納抑止対策の手法をあわせて検討、実施するための研修会も実施していると

ころでありまして、住民サービスの基幹財源であります地方税の確保に向け、税の公平・公正を確保するため、県と市町村との連携を強化、収入未済額の縮減を図っていきたいと考えております。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

髙平聡雄君。

1 4 番 (髙平聡雄君)

併任の協定は既に結んでいるということで、そこをお尋ねします。一流衛生機器メーカーと名前がちょっと似ていますね、これ。これを編成した、改めてのその意義、ここには書いてありますが、これによって実際に活動している内容について、町長のほうでおわかりであれば結構ですが、担当課でも結構ですので、どういうことをおやりになっているのか。

それと、各町村から2名ずつと決めた理由は何なのか。

それと、徴税吏員という言葉で、私は承知しておりますが、改めてその一般の事務 吏員と徴税吏員の違いで、その徴税吏員を併任しているということに何ができるのか。 その辺についてお尋ねをします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

活動内容につきましては、基本的にはみんなでお互いに協力し合って徴収するということが基本でございます。これは25年の8月に発足しておりまして、目的とすれば、 先ほども申しましたけれども、お話しのとおり、県の滞納機構が、あれは期限、限定でございますので、今延長しておりますが、そういったところで、その後の処理案件、こんな案件等につきましてスタートしたということでございます。それで、一緒に研修会とか、滞納の困難な案件の検討会等々をやっております。

研修内容につきましては、タイヤロックの問題とかいろいろあるようでございます けれども、そういったことを毎年研修もしているということでございます。

2人とした理由ということでございますが、併任ということになりますので、町か

ら出ていってやるということもありますので、町のほうの職員の体制も含めて、そういったことも考えながらの2人ではなかったかというふうに思っております。

あと、併任することによって、更員ということですので、徴収更員でございますので、徴収をするという役割を持っているということでございますので、通常の職員とは違うということは当然でございますし、併任することによって、一緒に、例えば共同でほかの町に行ったときに、大和町の職員であっても一緒にやれるとか、隣の町でですね、そういったこともあろうかというふうに思います。

あと、詳しくは……。 (「あとは、いいです」の声あり) いいですか。

議 長 (馬場久雄君)

髙平聡雄君。

1 4 番 (髙平聡雄君)

ここで書かれているように、計4名の職員を派遣というようなことで、私が承知している中では、一番古いのは千葉課長かな、輝かしい実績の基盤をつくったということで、大変評価は当時高かったというふうに記憶をしております。ただ、今は保健福祉課長ですから、徴税吏員ではないということで、その業務には加われないというような状況で、これが役場の職員の方々でもそういうことが起こり得るわけですし、またその習得した伝統わざを次のそういう方々に継承するということであっても、本来の職責を離れてということになれば、それはかなわぬことということになるわけであります。

現在のそのお立場の方々も一生懸命努力はされていらっしゃるのだろうというふうに思いますし、私が今まで報告を聞いている中では、県の滞納機構では、ここにも書いてありますように、要するに現場でたたき上げて、非常に難しいその差し押さえなり捜査なり、そういったものを実際に体験してやってきているというようなことなわけであります。それは現在のその発足しているチームにはまだない、その研修だとか、そういったものについてはおやりになっているのだろうけれども、実際に例えば大和町のその立場の方と富谷市の方と一緒になって、その差し押さえに向かってそれをやるだとかという実績は現在ないという理解でよろしいのでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

実績につきましては、担当課長からお答えします。

議 長 (馬場久雄君)

税務課長千葉正義君。

税務課長 (千葉正義君)

それでは、髙平議員さんのご質問にお答えします。

このチームT.O.T.Oでは、25年から宮城県の滞納と、あと黒川地域の市町村の滞納の状況をすり合わせしまして、重複する滞納者の滞納整理に当たっております。 実際、26年から給与差し押さえ等を行っておりまして、26年度ですと、大和町の分で12万6,000円ほど、27年度は32万4,000円、28年度は161万5,000円ほどの換価を差し押さえしております。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

髙平聡雄君。

1 4 番 (髙平聡雄君)

これ、もう1回課長に立っていただかなきゃない質問かもしれませんが、今言った 給料の差し押さえだとかなんとかということであれば、それは言ってみれば対人との 交渉というよりは、どちらかというと法的な処理で済ませるということになるのでは ないかと私は理解するのですが、実際に捜索だとか、先ほどお話のあった、その徴税 吏員というのは、法で認められた強制権を持っているわけであります。

ですから、そういう意味では、その県の滞納整理機構の実績をひもとけば、それはもう強制的な、言ってみれば、有無を言わせず滞納処理をするということを前提に、その難しい案件を各町村から受けてやってきたということなのでしょうが、これもそこに派遣している自治体からは余計目に受けて、今回みたいにもう派遣していないところになれば、その枠が狭められたりだとか、将来的には自分たちでやりなさいということになるわけですよね。

そうなるとすれば、先ほど言った、その実力行使というか、そういう案件も今まで

は、言ってみればそこにお願いしていたものを、自分たちでやらなきゃないから、そのために協定を結んでそういう、言ってみればエキスパートを備えてチームを1つつくれるか、2つつくれるかわかりませんが、現在は2名ずつでやっているというようなことだろうと思うんですよ。

そこで、具体的なところでお伺いしますが、この実際に実力行使をする場合の、現 課長がそういうことを経験されているかどうかわからないのだけれども、チーム編成 というか、何人でそういう実力行使に向かうのか。その人数を教えていただきたいの ですが。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

千葉課長から申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

税務課長千葉正義君。

税務課長 (千葉正義君)

それでは、実際の捜索等についてのご質問にお答えします。

実際現場のほうまで捜索を行っておりますのは、平成26年、28年、各1件ずつ行っております。その際には、複数の市町村にまたがりますので、大体4名か5名の体制で実施しております。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

髙平聡雄君。

1 4 番 (髙平聡雄君)

大和町では、毎年今のものとは別段で、各担当課の協力を得ながら、一般の方々と 一緒に夜間の徴収のお願いだとか、そういうことをやっていらっしゃる、それによっ ても成果を上げられていらっしゃるということはよく承知をしております。皆さんで その確保に努力されているということはよくわかりますが、私が懸念するのは、やはりその滞納者の中でも非常に難しい案件についての対処についてですね。そのスキルを一定レベル以上に確保するということが、今後はより強く求められるのではないかということで、現在のその体制で4名から5名の人員ということは、各町村から1名ずつ派遣してもらって、それぐらいの数なのかなというふうに思いますが、果たしてそんな件数で、年に1件だとか2件で済む環境であれば、それはそれで結構なのですが、それでは済まない状況がひょっとしたらもう訪れている可能性があるし、将来に向けてはなくなることを前提に考えれば、全てそれは自分たちでやらなきゃないのだということになるわけであります。

ですから、この体制についても、富谷市のその吏員の数と、大和町の吏員の数と、そのほかの1町1村の吏員の数、相当数違いはあるのだろうというふうに思いますが、もっと強化をした、改めてそういう体制での徴収を強化するようなチーム編成を図るべきではないかと、その準備に入る段階にもうなっているのではないかと。それは、先ほど言ったように、県の滞納整理機構に人を派遣しなかったという分の埋め合わせとしてそういうことをすべきではないかということで、お尋ねをしておりました。いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

県の滞納機構のほうの実績はすばらしいのがあるのですが、やはりこうずっと何年かたってきて、徴収率は落ちております。ということは、難しいのが残ってきているということになります。そういったことで、県の滞納機構の期間ももう少し延ばしてくれという、常にそういった形のことがあって、現在に来ております。

おっしゃるとおり、今後、地元でもそういったことが出てくるということで、地元といいますか、地元だけでやらなければいけないということが出てくるということでございますので、現在のT.O.T.Oは、あることはあるのですが、このままでいいのかと、もっと強化が必要ではないかということで思っております。

今後そういったこともやっていかなければいけないのかなと、というのは、仙南は 広域でやっておりまして、そういった組織をまたT.O.T.Oとは違った形でやって おるところでございます。 それと、まだちょっと温度差がある、温度差と言ったら語弊あるかもしれませんけれども、この滞納機構のほうに大和町では最初の年からずっと4年間、8年間ですか、4年にわたって人を派遣して勉強してもらってきておりますが、まだそうでない地区もあったりして、そういうことがあったりするものですから、T.O.T.Oが今そろっていますけれども、全部同じレベル、レベルといいますかね、人的な問題とか、そういったものも今の段階ではまだ差があるということです。

将来的に言えば、議員おっしゃるとおり、県がなくなった、T.O.T.Oだけで大丈夫かといった場合には、その仙南を見習うわけではございませんけれども、そういったやり方、成果等も研究しながら、そういった工夫も、工夫といいますか、方策もとっていかなければならないのかもしれません。

今後、今の段階では、今の現状でございますけれども、将来的にはそういったこと も含めて考えていく必要があるというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

髙平聡雄君。

1 4 番 (髙平聡雄君)

おっしゃる認識を共有しているつもりでおりまして、結果として滞納がなければ、それに越したことはないのですが、結果として難しいものは、結果としてずっと残されていくというね、それも難しいほど残っていくという現実があるわけです。それに対応していかなきゃないし、それに対して対策を今まで県として中心になって打ってきたものが、大きな成果をいただいたと。それにすがることによって、逆に言うと、その地域の人たちは、安心感とともに置き忘れるものもあるのではないかみたいな心配まで出てくるわけですので、形態が広域行政の中でおやりになるという、今お話も伺いました。

いずれにつけても、そういうことによって滞納強化をするということは、基本の税のあり方についての原点、これは語るに及ばずということでありますし、それを実現するためには必要な措置だというふうに強く認識をしております。今のT.O.T.Oの発展形がそういう形になることは、非常に喜ばしいことだと思いますので、今後その現在のあり方をもう一度見直していただいて、実際のその実績も加味して、今後さらにその技術を伝承したり、実績を上げたりということに整理していただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終結させていただきます。よろしく。

議 長 (馬場久雄君)

以上で高平聡雄君の一般質問を終わります。 暫時休憩します。

> 午後3時53分 休 憩 午後4時03分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

- 日程第 3「承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて(平成2 9年度大和町一般会計補正予算)」
- 日程第 4「承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて(平成2 9年度大和町一般会計補正予算)」
- 日程第 5 「議案第68号 大和町吉岡南第二土地区画整理事業換地処分の 伴う住居表示の変更に係る関係条例の整理に関する条例」
- 日程第 6「議案第69号 平成29年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 7 「議案第70号 平成29年度大和町国民健康保険事業勘定特別 会計補正予算」
- 日程第 8 「議案第71号 平成29年度大和町介護保険事業勘定特別会計 補正予算」
- 日程第 9 「議案第72号 平成29年度大和町下水道事業特別会計補正予 算」
- 日程第10「議案第73号 平成29年度大和町農業集落排水事業特別会計 補正予算」
- 日程第11「議案第74号 平成29年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会 計補正予算」
- 日程第12「議案第75号 平成29年度大和町水道事業会計補正予算」
- 日程第13「議案第76号 損害賠償の額を定め、和解することについて」
- 日程第14「議案第77号 指定管理者の指定について(大和町ダイナヒル

ズ公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設)」

- 日程第15 「議案第78号 指定管理者の指定について (大和町緑地等利用 施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設) |
- 日程第16 「議案第79号 指定管理者の指定について (大和町七ツ森陶芸体験館の設置及び管理に関する条例に基づく施設) |
- 日程第17「議案第80号 指定管理者の指定について(大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設)」
- 日程第18「議案第81号 指定管理者の指定について(大和町都市公園条 例に基づく施設) |

議 長 (馬場久雄君)

日程第3、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度大和町一般会計補正予算)から、日程第18、議案第81号 指定管理者の指定について(大和町都市公園条例に基づく施設)までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

それでは、議案書の1ページをお願いしたいと思います。あわせまして、別冊の平成29年度一般会計歳入歳出予算事項別明細書(専決第1号)をお手元にご準備をお願いしたいと思います。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

平成29年度大和町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので同条第3項の規定により議会に報告しその承認をお願いするものでございます。

2ページをお願いいたします。

平成29年度大和町一般会計補正予算(専決第1号)でございまして、平成29年9月 28日に専決を行っております。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ1,322万円を追加いたしまして、予算の総額を101億8,684万6,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、議案書3ページの「第1表 歳入歳出予算 補正」によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書(専決第1号)のほうでご説明をさせていただきま

す。

3ページをお願いしたいと思います。

初めに、歳入でございます。

16款県支出金3項委託金1目総務費委託金は、衆議院の解散によります選挙執行費に要する経費の委託金でございます。

歳入につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

それでは、次に歳出についてご説明をさせていただきます。

引き続き、3ページをお願い申し上げます。

2 款総務費 4 項選举費 4 目衆議院議員選挙執行費でございます。衆議院の解散によりまして、平成29年10月22日に執行されました第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査に係ります費用の補正を行ったものでございます。

- 1節報酬でございます。選挙管理委員投開票立会人等の報酬でございます。
- 3節職員手当等につきましては、投開票事務等に従事いたしました職員の時間外勤 務手当でございます。
 - 7節賃金につきましては、選挙公報配布作業員等の賃金でございます。
 - 8節報償費につきましては、ポスター掲示場の設置・使用の謝礼でございます。
 - 9節旅費につきましては、投開票立会人等の費用弁償でございます。
- 11節需用費につきましては、投票所入場券の印刷代及び選挙事務に要します消耗品 代、投票事務従事者の夕食代等でございます。

12節役務費でございます。投票所入場券の郵送料、投票用紙計数機の保守点検料等でございます。

13節委託料でございます。ポスター掲示場の設置委託、期日前及び当日システムの委託料、開票用備品設置委託料などでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、会場の借上料、投票箱送致用のタクシー借上料でございます。

18節備品購入費につきましては、読み取り分類機のスタッカー、投開票用包装機器購入費用でございます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

暫時休憩します。

休憩の時間は、10分間といたします。

午後4時09分 休 憩

午後4時12分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

本会議を再開します。

本案につきましては、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度大和町 一般会計補正予算)を審議いたします。

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

それでは、議案書の4ページをお願いしたいと思います。あわせまして、別冊平成29年度一般会計歳入歳出予算事項別明細書(専決第2号)もご準備をお願いしたいと思います。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて。

平成29年度大和町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分を行いましたので同条第3項の規定により議会に報告しその承認をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。

平成29年度大和町一般会計補正予算(専決第2号)でございまして、平成29年11月 6日に専決を行ってございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ818万7,000円を 追加いたしまして、予算の総額を101億9,503万3,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、議案書6ページ「第1表 歳入歳出予算補 正」によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書(専決第2号)のほうでご説明をさせていただきます。

明細書の3ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款町税1項町民税2目法人の1節現年課税分につきまして、収入済み額のうち歳 出見合いで818万7,000円を追加措置するものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 (蜂谷俊一君)

同じく3ページ、歳出でございます。

10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費、同じく2目河川災害復旧費であります。本年10月22日から23日にかけての台風21号に伴います道路及び河川の災害復旧費であります。いずれも13節委託料であります。道路橋りょう災害復旧費については、町道三ヶ内大角線の道路災害復旧事業に係る業務委託料、河川災害復旧費につきましては、準用河川山田川の河川災害復旧事業に係ります業務委託料であります。いずれも公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を根拠とします災害復旧国災として査定を受けるための測量関係でございます。よろしくお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 (小川 晃君)

続きまして、4項文教施設災害復旧費1目公立学校施設災害復旧費でございます。 台風21号によります落合小学校ののり面崩壊による復旧に要する費用でございます。 13節委託料につきましては、測量設計の委託料でございます。よろしくお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第68号 大和町吉岡南第二土地区画整理事業換地処分に伴う住居表示の変更に係る関係条例の整理に関する条例から、日程第18、議案第81号 指定管理者の指定について(大和町都市公園条例に基づく施設)までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

それでは、議案書7ページをお開きを願いたいと思います。

議案第68号 大和町吉岡南第二土地区画整理事業換地処分に伴う住居表示の変更に 係る関係条例の整理に関する条例でございます。

この条例につきましては、大和町吉岡南第二土地区画整理事業が平成30年1月5日

に換地処分され、住所の表示が変更されることにより、大和町役場の位置を定める条例ほか関係する4条例について整理を行うものでございます。

内容の説明につきましては、条例議案説明資料、議案第68号関係で説明をさせていただきますので、ご準備をお願いしたいと思います。

それでは、説明資料の1ページをお願いを申し上げます。

第1条関係でございますが、大和町役場の位置を定める条例の一部改正でございます。

本則中「大和町吉岡字西桧木1番地の1」を「大和町吉岡まはろば一丁目1番地の 1」に改めるものでございます。

次に、説明資料2ページをお願い申し上げます。

第2条関係でございます。大和町町民バス等の設置及び管理に関する条例の一部改 正でございます。

別表第1第1号中「大和町吉岡字西桧木1番地の3」を「大和町吉岡まほろば一丁 目1番地の2」に改めるものでございます。

次に、説明資料3ページをお願い申し上げます。

第3条関係でございますが、大和町バスターミナルの設置及び管理に関する条例の 一部改正でございます。

第2条中の表中「大和町吉岡字西桧木1番地の3」を「大和町吉岡まほろば一丁目 1番地の2」に改めるものでございます。

説明資料4ページをお願い申し上げます。

第4条関係でございます。大和町地区計画区域内における建築物部の制限に関する 条例の一部改正でございます。

別表第1中、名称「吉岡南第二整備計画区域」の区域を「大和町吉岡天皇寺東、同吉岡まほろば一丁目及び同吉岡まほろば二丁目並びに大和町吉岡南二丁目の一部及び 同吉岡南三丁目の一部」に改めるものでございます。

説明資料5ページをお願い申し上げます。

第5条関係でございます。大和町水道事業給水条例の一部改正でございます。

別表、給水区域の大字「吉岡東三丁目」の項の次に「吉岡天皇寺東」、「吉岡まほろば一丁目」、「吉岡まほろば二丁目」を加え、「字区域」をそれぞれ「全区域」とし、改めるものでございます。

議案書のほうにお戻りをいただきたいと思います。議案書の8ページでございます。 附則でございますが、この条例につきましては、平成30年1月6日から施行するも のでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

それでは、議案書の9ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の事項別明 細書(第3号)につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第69号 平成29年度大和町一般会計補正予算(第3号)でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ3億1,815万円 を追加いたしまして、予算総額を105億1,318万3,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、10ページから12ページの第1表によるものでございますが、後ほど事項別明細でご説明させていただきます。

第2条、債務負担行為の補正は追加でございまして、13ページからの第2表による ものでございます。

それでは、13ページをお願いをいたします。

「第2表 債務負担行為補正」の追加でございます。13ページから17ページにかけまして、合計で55件の事項につきまして、債務負担行為についてのご承認をお願いするものでございます。

事項、期間、限度額につきましては、件数が多くなってございますことから、各事項の説明は割愛をさせていただきますが、内容の累計といたしましては3つほどに分けられまして、1つ目が、複数年度にわたる調達行為や委託業務の期間が今年度で終了いたしますことから、平成30年度から複数年度の更新を行うものが16件でございます。2つ目といたしまして、指定管理者と平成30年度からの指定期間の契約に係るものが5件でございます。3つ目といたしまして、平成30年4月1日から調達行為や委託業務期間が開始される事項につきまして、平成29年度中に発注・調達行為を行うもの、34件となってございます。

それでは、別冊の事項別明細書の3ページをお願いしたいと思います。 初めに、歳入でございます。

1款町税1項町民税2目法人につきましては、収入済み額の歳出の見合いによります追加措置でありまして、1節現年課税分2億6,647万2,000円を追加するものでござ

います。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金につきましては、2節障害者援護費負担金につきましては、障害者自立支援給付費の国庫負担分2分の1といたしまして、1,638万6,000円を見込むものでございます。4節児童福祉費負担金は、子どものための教育・保育給付費1,982万2,000円を見込むものでございます。

2項国庫補助金につきましては、1目総務費国庫補助金4節個人番号カード交付事務費補助金は、5,000円を見込むものでございます。6目教育費国庫補助金4節社会教育費補助金は、被災者支援総合交付金4万6,000円を見込むものでございます。

16款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金2節障害者援護負担金の729万5,000 円は、国庫負担金同様に障害者援護費の県負担分4分の1相当額でございます。4節 児童福祉費負担金991万1,000円は、同様に子どものための教育・保育給付費を見込む ものでございます。

2項県補助金2目民生費県補助金につきましては、3節児童福祉費補助金歳出見込みによりまして、施設型給付費を13万5,000円減額し、小学校入学準備支援事業費を45万円追加するものでございます。4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金につきましては、農業経営力向上支援事業費20万円、農地集積・集約化対策事業費76万9,000円を追加し、環境保全型農業直接支払交付金388万2,000円を減額いたしまして、差し引き291万3,000円を減額するものでございます。

4ページをお願いいたします。

21款諸収入5項雑入3目雑入1節雑入につきましては、町村会研修受講助成金、日 赤大和分区交付金、多面的機能支払交付金返還金を合わせまして、81万1,000円を追 加するものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

続きまして、歳出についてご説明をさせていただきます。

5ページをお開き願いたいと思います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございますが、3節職員手当等でございます。10月23日未明に最接近をいたしました台風21号の際の避難所開設に伴います

職員の時間外勤務手当19万2,000円の補正をお願いするものでございます。9節旅費でございます。職員研修費に係ります特別旅費の補正をお願いするものでございます。今年度1名を派遣いたしております地域農政未来塾への東京等への出張の旅費9回分に要します43万円でございます。19節負担金補助及び交付金でございますが、全国町村会へ、今申し上げました地域農政未来塾の受講料20万円及び吉岡南第二土地区画整理事業の換地処分に伴います精算金2万5,000円の補正をお願いするものでございます。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

続きまして、5目財産管理費は、南部コミュニティセンター管理費の補正でございまして、8節報償費は、開所式に伴いますアトラクション謝礼金残額を、14節使用料及び賃借料は、AED借上料の契約差金を減額するものとなってございます。

よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

まちづくり政策課長三浦伸博君。

まちづくり政策課長 (三浦伸博君)

続きまして、6目企画費でございます。22節補償補填及び賠償金でございます。鶴 巣地区子育て支援住宅用地の鶴巣北目大崎字塚91番宅地に係ります建物等の物件につ きましては、現況有姿での引き渡しでの補償となりますことから、現在価格等の物件 補償といたしまして、201万7,000円をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

次に、13目諸費でございます。防犯対策といたしまして、8節報償費でございます。

安全安心まちづくり条例に基づきます安全安心まちづくり基本計画策定及び推進のための推進協議会委員の報償金の補正をお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

税務課長千葉正義君。

税務課長 (千葉正義君)

続きまして、2項徴税費1目税務総務費でございます。年間の税務課職員の時間外 勤務手当に不足が見込まれるため、補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

6ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、財源の調整を行うものでございます。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 (千葉喜一君)

3款1項1目社会福祉総務費でございます。3節につきましては、職員の時間外手当をお願いするものでございます。7節賃金につきましては、日赤宮城県支部大和町分区の台帳整理等に要します事務補助員の賃金をお願いするものでございます。

2目老人福祉費の28節につきましては、介護保険事業勘定特別会計への人件費及び 給付費に要します繰出金でございます。

4目障害者福祉費の13節委託料につきましては、障害者福祉システムデータ連携業務に要します委託料でございます。20節扶助費につきましては、障害福祉サービス、

障害児通所サービス給付に要します費用の補正をお願いするものでございます。23節につきましては、平成28年度障害者自立支援医療費等の精算に伴います国庫及び県二金等の償還金でございます。

よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

続きまして、6目でございます。後期高齢者福祉総務費19節につきましては、県後期高齢者医療広域連合への東日本大震災における一部負担金免除措置に係る市町村負担金を補正するものでございます。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 (千葉喜一君)

7目臨時福祉給付事業費でございます。23節につきましては、平成27年度高齢者給付金及び障害遺族基礎年金受給者向け給付金の精算に伴う償還金の補正をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 (内海義春君)

7ページをお願いいたします。

続きまして、3款2項1目児童福祉総務費でございます。19節負担金補助及び交付 金につきましては、私立幼稚園就園奨励費補助金の実績見込みにより補正をお願いす るものであります。

次に、2目児童措置費の13節委託料は、児童手当法施行規則の改正に対応するため、

システム改修作業業務委託でありまして、現況届に配偶者の項目の追加、配偶者所得登録機能の追加、現況届け出項目に配偶者の現住所及び1月1日時点の住所地の登録機能の追加を行うものであります。

続きまして、4目保育所費の13節委託料は、吉岡南地区保育所施設関連基礎調査として、吉岡南中央公園周辺の交通量調査等に関する業務委託費及び認可保育園の運営費実績見込みにより補正をお願いするものであります。19節負担金補助及び交付金につきましては、小規模保育所及び事業所内保育園の運営費実績見込みにより補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 (千葉喜一君)

続きまして、4款衛生費1項1目保健衛生総務費でございます。3節につきましては、職員時間外手当の補正をお願いするものでございます。28節繰出金につきましては、水道事業会計への繰出金の補正でございます。

2目予防費の13節委託料につきましては、平成30年度から実施予定をしております 歯科健診事業に係ります健康カルテシステム改修に要する費用の補正をお願いするも のでございます。

よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 (文屋隆義君)

続きまして、5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費であります。

8ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金76万9,000円は、農地中間管理事業において、農業の経営転換及び集積に協力した農業経営体等3経営体に対しましての補助金でございます。 23節償還金利子及び割引料60万4,000円につきましては、多面的機能支払交付金の償還金であり、合わせて137万3,000円の追加補正をお願いするものであります。 次に、6目水田農業対策費の19節負担金補助及び交付金は、取り組み面積の確定によります水田農業構造改革対策推進費補助金178万円の追加と、環境保全型農業直接支払交付金事業費補助金517万5,000円の減額及び農業経営力改善支援事業として集落営農の組織化への補助金20万円の増額によるもので、合わせまして319万5,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、2項1目林業振興費の19節負担金補助及び交付金は山の幸振興総合対策事業に取り組む生産組合への設備導入に対する補助金334万6,000円の追加をお願いするものであります。

次に、6款商工費1項商工費2目商工振興費の9節旅費につきましては、企業訪問に対する職員旅費であり、19万6,000円の追加補正をお願いするものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 (蜂谷俊一君)

続きまして、7款土木費であります。

2項1目道路維持費の16節原材料費につきましては、ことし7月から8月の記録的な長雨により、10月末で前年度と比べますと常温合材約100袋ほど使用超過となっておりますので、本年度末までの所要額をお願いするものであります。

続きまして、2項2目道路新設改良費の19節負担金補助及び交付金につきましては、 国土交通省北上川下流河川事務所によります橋梁丸子渕橋のかけかえの負担金であり ます。本年度対象の既設橋撤去工事が全て完了したことによります事業費精算に伴い ます減額補正をお願いするものでございます。

9ページをお願いします。

同じく2項3目橋りょう維持費の15節工事請負費につきましては、町長の挨拶にもありました町道檜和田本線で吉田川堤外地に仮設してあります樋場橋の撤去工事費であります。樋場橋については、仮橋として占用しているものであり、現在国土交通省で行っています河道掘削がございます。その河道掘削の事業効果が薄れることとなるため、地元落合檜和田下地区、鶴巣大平下地区にお住まいの方々のご理解をいただきましたので、今回撤去を行うものであります。

続きまして、5項1目住宅管理費の15節工事請負費につきましては、以前より進め

ておりました戸建て木造住宅から集合住宅への特定入居に伴う空き家道下住宅1棟、 西原第二の1棟、合計2棟の撤去を行うものでございます。道下住宅、西原第二住宅、 それぞれ残り3棟となるものでございます。

よろしくお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 (小川 晃君)

続きまして、9款教育費1項教育総務費2目事務局費についてご説明申し上げます。 事務局費は、事務局運営費、確かな学びプロジェクト事業、学校ICT環境整備事業 に要する補正をお願いするものでございます。13節委託料につきましては、こころの プロジェクトユメセン事業、外国語指導助手配置事業及び土曜学習まほろば塾の委託 料として精査見込みによる減額をお願いをするものでございます。18節備品購入費に つきましては、吉岡小学校、小野小学校の学級数増加見込みによる教職員の増員のた め、事務用のパソコン購入、学級数の増加による学習用プロジェクター購入、小野小 学校で教職員増員により事務職員が職員室から移動し、新たに事務室を設置するため のプリンター等の購入費の補正をお願いをするものでございます。

9款2項1目学校管理費につきましては、小学校総務費の補正をお願いをするものでございます。7節賃金につきましては、プール監視補助員賃金の精算による減額をお願いをするものでございます。13節委託料につきましては、小学校用務員業務費の精査見込みによる減額、教職員・児童の健康診断の精算による減額をお願いをするものでございます。18節備品購入費につきましては、児童数の増加による児童用の机・椅子、教職員の増員による教職員用の机・椅子・教卓・ロッカー等の購入費の補正をお願いをするものでございます。

2目教育振興費につきましては、小学校教育振興費の補正をお願いをするものでございまして、18節備品購入費は吉岡小学校、小野小学校の学級数増加により教室用の音楽教材としてオルガン3台購入のための補正をお願いをするものでございます。

3目施設整備費につきましては、小学校維持管理費の補正をお願いをするものでご ざいます。

10ページをお願いします。

15節工事請負費は、鶴巣小学校体育館の床修繕工事費の補正をお願いをするもので

ございます。

3項1目学校管理費につきましては、中学校総務費の補正をお願いをするものでございます。13節委託料は中学校用務員業務費の精査見込みによる減額、教職員・生徒の健康診断の精算による減額をするものでございます。

3目施設整備費につきましては、中学校維持管理費の補正をお願いをするものでございまして、13節委託料は強風による大和中学校の敷地内倒木の伐採業務等の委託料の補正をお願いをするものでございます。

4目中学校建設費につきましては、15節工事請負費は現在施工しております宮床中学校校庭拡張盛り土工事完了後、現在の野球・ソフトボールのバックネットを撤去し、新たに北側にバックネット・防球ネットの施設整備工事を施工することとしておりますが、事業費を精査いたしましたところ、工事費に不足が生じましたため、300万円の補正をお願いをするものでございます。また、宮床中学校南校舎大規模改修工事費として、消火扉1カ所で開閉のふぐあいにより防火扉の修繕工事、旧体育館への水道管が老朽化により漏水が発生しておりまして水道管の工事費、特別教室・普通教室へのカーテン設置による関連工事費として250万円、合わせて550万円の補正をお願いをするものでございます。18節備品購入費につきましては、宮床中学校南校舎の理科室・図書室分の備品購入による精査見込みによる減額をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長 (村田良昭君)

続きまして、4項社会教育費1目社会教育総務費でございますが、9節旅費4万9,000円につきましては、吉岡地域教育協議会が文部科学大臣表彰の受賞が決定したことに伴い、文部科学省で行われる表彰式に参加するコーディネーターと随行する職員の旅費でございます。14節使用料及び賃借料4,000円につきましては、その際の駐車場代でございます。15節工事請負費につきましては、民俗談話室屋根修繕工事の確定に伴い83万2,000円を減額するものでございます。

3目文化財保護費でございますが、7節賃金でございますが、文化財の非常勤嘱託 職員が現時点で募集がないため、一部113万4,000円を減額するものでございます。

4目まほろばホール管理費でございますが、15節工事請負費につきましては、大ホ

ールスピーカー更新工事、消防設備非常用発電機のオーバーホール、自動ドア設備更新工事の確定に伴い、330万6,000円を減額するものでございます。

議 長 (馬場久雄君)

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 (小川 晃君)

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費につきましては、教育ふれあいセンター管理運営費の補正をお願いをするものでございます。13節委託料につきましては、教育ふれあいセンター用務員業務費の精査見込みによる減額をするものでございます。15節工事請負費につきましては、鶴巣教育ふれあいセンター屋内運動場屋根塗装工事等の精算による減額をするものでございます。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長 (村田良昭君)

済みません、今10ページのほうで、1目の社会教育総務費の旅費につきまして4万9,000円と説明したのですが、4万5,000円でございました。訂正しておわび申し上げます。

11ページをお開き願います。

5項保健体育費1目の保健体育総務費でございますが、15節工事請負費につきましては、総合体育館の照明設備制御盤改修工事の確定に伴い、220万9,000円を減額するものでございます。

2目広場管理費でございますが、15節工事請負費につきましては、玉ケ池レクリエーション広場トイレ撤去工事の確定に伴い、53万円を減額するものでございます。 以上でございます。よろしくお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 (小川 晃君)

続きまして、4目学校給食センター費につきましては、学校給食センター運営費の 補正をお願いをするものでございます。7節賃金につきましては、最低賃金改正によ る業務員賃金の補正をお願いをするものです。18節備品購入費につきましては、小野 小学校のクラス増加見込みにより、給食備品として給食運搬車、配膳台購入費の補正 をお願いをするものでございます。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 (文屋隆義君)

続きまして、10款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農業用施設災害復旧費でありますが、10月22日から23日にかけての台風21号で被災しました農業用施設災害復旧費であります。15節工事請負費は宮床高山地区、吉田反町地区、落合蒜袋地区の農道災害復旧工事費として450万円、19節負担金補助及び交付金は農業用施設等小災害復旧事業費の補助金1,351万円を、それぞれ追加をお願いするものであります。よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 (蜂谷俊一君)

同じく2項公共土木施設災害復旧費でございます。1目道路橋りょう災害復旧費でございます。10月22日から23日にかけましての台風21号により被災しました町道の災害復旧に係るもので、15節工事請負費につきましては、町道三ヶ内大角線の国災によるもの及び単独災として台ヶ森線、馬場後石高線ののり面復旧を行うものでございます。

続きまして、2目河川災害復旧費についてであります。同じく21号により被災した河川の災害復旧に係るものでございます。15節工事請負費につきましては、鶴巣山田地区の準用河川山田川2カ所の国災によるもの、単独災で吉田麓の湯名沢川、鶴巣大平窪川、鶴巣山田の山田川の復旧に要するものでございます。

以上であります。よろしくお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

続きまして、11款公債費1項1目元金及び2目利子の23節償還金利子及び割引料につきましては、借り入れ額等の確定によります償還金及び利子の減額となってございます。

一般会計歳出につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

生涯学習課長村田良昭君から訂正があります。

生涯学習課長 (村田良昭君)

済みません、10ページに戻っていただきたいと思います。10ページの9款4項の1目の社会教育費の先ほど説明しました使用料及び賃借料については、4,000円と説明いたしましたが、2,000円の誤りでございました。おわびして訂正いたします。

議 長 (馬場久雄君)

説明の途中でありますが、会議時間の延長についてお諮りをします。

本日の会議時間は議事の都合により午後5時を過ぎても時間を延長して会議を継続 したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって時間を延長することに決定いたしました。 町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

続きまして、議案書の18ページをお願いいたします。

議案第70号でございます。平成29年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)でございます。

平成29年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところ

によるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,669万1,000円を追加し、歳入 支出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6,521万7,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は「第1表」によるものでございます。

事項別明細書の22ページをお願いいたします。歳入でございます。

5款1項1目前期高齢者交付金につきましては、現年度実績により増額するもので ございます。

9款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、財政調整基金から繰り入れを行 うものでございます。

10款1項2目その他繰越金につきましては、前年度からの繰越金であり、増額補正するものでございます。

23ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費19節につきましては、公費7割負担分の療養 給付負担金でございまして、今後の給付見込みによる増額補正を行うものでございま す。

3款1項1目後期高齢者支援金等19節につきましては、現年度確定により減額を行うものでございます。

5 款 1 項 1 目介護納付金19節につきましては、現年度確定により減額を行うもので ございます。

9款1項1目一般被保険者保険税還付金23節につきましては、国保税の還付金が生 じたため、増額するものでございます。

2 目退職被保険者等国保税還付金23節につきましては、国保税の還付金を減額する ものでございます。

24ページをお願いいたします。

3目償還金23節につきましては、療養給付国庫負担金の確定及び国の調整交付金の 返還金が生じたため、補正を行うものでございます。

4 目一般被保険者還付加算金、5 目退職被保険者等還付加算金23節につきましては、 国保税の還付加算金を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 (千葉喜一君)

続きまして、議案書20ページをお願いいたします。

議案第71号 平成29年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)でございます。

歳入歳出予算の補正の第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に3,701万9,000 円を追加いたしまして、予算の総額を20億1,659万5,000円とお願いするものでござい ます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、21ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条といたしまして、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。債務 負担行為の追加につきましては、23ページの「第2表 債務負担行為補正」によるも のでございます。

23ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加をお願いいたします事項につきましては、介護保険システムプログラム保守業務から地域包括支援センターシステム改修業務までの6項目でございまして、期間及び限度額につきましては記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事項別明細書の26ページをお願いいたします。歳入でございます。

3款1項1目介護保険給付費の1節につきましては、現年度分介護給付費の国庫負担金でございます。

3款2項1目調整交付金の1節につきましては、現年度分の介護給付費に係ります 調整交付金でございます。

3目介護保険事業補助金の1節につきましては、介護保険システム改修に要します 2分の1の国庫補助金でございます。

4款1項1目介護給付費負担金の1節につきましては、現年度分介護給付費の社会 保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

5款1項1目介護給付費負担金の1節につきましては、現年度分介護給付費に係ります県の負担金でございます。

7款1項1目一般会計繰入金につきましては、現年度分介護給付費の町の法定負担 金でございます。2節につきましては、職員給与費の繰入金でございます。

27ページをお願いいたします。

7款2項1目財政調整基金繰入金及び8款1項1目の繰越金につきましては、歳出 予算見合い分を充てるものでございます。

28ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の3節につきましては職員時間外手当、4節共済費につきましては臨時職員に係ります社会保険料額の改定によります補正をお願いするものでございます。

2款1項1目の居宅介護サービス給付等費から4目の地域密着型介護サービス給付等費の19節につきましては、各サービス給付に要します負担金の見込み額の補正をお願いするものでございます。

29ページにかかります2款2項2目高額医療合算介護サービス費の19節につきましては、サービス給付負担金の減額補正をお願いするものでございます。

2款3項1目の介護予防サービス給付等費及び2目介護予防サービス計画給付等費の19節につきましても、各介護予防サービス給付に係ります負担金の見込み額の補正をお願いするものでございます。

2款4項1目特定入所者介護サービス等費の19節につきましても、負担金の見込み額の補正でございます。

4款3項3目の包括的継続的ケアマネジメント支援事業費の3節につきましては職員時間外手当、12節役務費につきましては、介護給付費等のインターネット請求移行に係ります電子証明書の手数料に要する費用の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

上下水道課長熊谷 実君。

上下水道課長 (熊谷 実君)

それでは、議案書24ページをお願いいたします。

議案第72号 平成29年度大和町下水道事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

まず、第1条歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ

れぞれ29万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8 億7,851万8,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による ものでございます。

それでは、事項別明細書の33ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。 5 款繰越金1項1目繰越金につきましては、歳出見合い分の財源調整による前年度 繰り越しの補正計上でございます。

34ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款土木費1項1目一般管理費11節需用費でございますが、小鶴沢ルートの排水量の増加に伴いまして、マンホールポンプに係る負荷がふえたことによりますマンホールポンプの修繕料を計上したものでございます。180万8,000円でございます。12節役務費は下水道本管の緊急清掃分50万8,000円を計上いたしまして、13節委託料につきましては、幕柳ポンプ場から鳥屋ポンプ場までのうち920メーターの下水道管区清掃業務を実施いたしたいものでございます。

2項下水道建設費でございます。13節委託料につきましては、杜の丘幹線1,850メーターの下水管路耐震設計業務経費566万8,000円の補正をお願いするものでございます。15節工事請負費につきましては、マンホール浮上防止対策を優先するための事業の組みかえを行ったことにより、190万4,000円の減額補正でございまして、これは国の会計実地検査の状況に伴うものでございまして、18節マンホールトイレ関連備品につきましても、購入を後年度に行うこととし330万円の減額補正を行うものでございます。

2款公債費1項2目23節償還金利子及び割引料につきましては、現予算額と所要見 込み額との差額を減額補正するものでございます。

続きまして、議案書26ページをお願いいたします。

議案第73号 平成29年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれに50万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,090万7,000円とするものでございます。 2項といたしまして、歳入歳出予算の金額は、議案書27ページ、「第1表 歳入歳

出予算補正」によるものでございます。

第2条債務負担行為の追加でございますが、「第2表 債務負担行為補正」による ものでございまして、これにつきましては、平成30年4月1日から委託業務が開始さ れる事項等につきまして、平成29年度中に発注行為を行うために債務負担行為のご承 認をお願いするものでございます。

議案書28ページをお願いいたします。

事項でございますが、農業集落排水施設汚泥引抜運搬業務でございます。限度額を 400万円とするものでございます。

事項別明細書36ページをお願いいたします。歳入でございます。

4款繰越金1項1目繰越金につきましては、歳出見合いの財源調整による前年度繰り越しの補正計上でございます。

歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費1項農業集落排水事業管理費1目一般管理費でございます。 12節役務費でございますが、下水道本管の緊急清掃分50万8,000円を計上するもので ございます。

引き続きまして、議案書29ページをお願いいたします。

議案第74号 平成29年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第2号)で ございます。

第1条債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の追加は、「第1表 債務 負担行為補正」によるものでございます。

議案書30ページをお願いいたします。

事項でございます。合併浄化槽管理業務でございまして、限度額を1,200万円とするものでございます。合併処理浄化槽清掃業務でございますが、限度額を1,380万円とするものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案書31ページでございます。

議案第75号 平成29年度大和町水道事業会計補正予算(第3号)でございます。

第1条総則でございます。平成29年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条収益的収入でございます。平成29年度大和町水道事業会計予算を第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款水道事業収益でございます。5,152万9,000円を追加いたしまして、合計を10億900万3,000円といたしまして、2項営業外収益にも同額を追加いたしまして、合計2億1,347万9,000円とするものでございます。

第3条資本的支出でございます。予算第4条本文括弧書き中「1億6,206万9,000

円」を「1億6,229万7,000円」に、過年度分損益勘定留保資金「1億1,206万9,000円」を「1億1,229万7,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款資本的支出でございます。22万8,000円を追加し2億5,755万7,000円といた しまして、新たに3項国庫補助金返還金を設けまして22万8,000円とするものでござ います。

第4条債務負担行為の承認をお願いするものでございます。事項と期間、限度額で ございます。期間については済みません省略させていただきます。

事項でございます。各種水道メーター購入(単価契約)でございます。限度額3,470万円でございます。続きまして、テレメータ・データロガ保守点検業務でございます。限度額124万円でございます。続きまして、水道開始・中止作業業務341万円でございます。続きまして、水道事業庁舎宿日直業務、限度額1,780万円でございます。続きまして、水道料金システム及び企業会計システム機器購入でございまして、限度額を1,440万円とするものでございます。

第5条他会計からの補助金でございます。予算第70条中「1億113万4,000円」を「1億5,266万3,000円」に改めるものでございます。

事項別明細書40ページをお願いいたします。平成29年度大和町水道事業会計補正予 算内訳書でございます。

収益的収入でございます。 1 款水道事業収益 2 項営業外収益 1 目他会計補助金でございまして、一般会計補助金でございます。 5,152万9,000円でございますが、これにつきましては、上水道の高料金対策の基準単価の通知があったことによる積算、それから簡易水道管理費分の平成28年度事業確定によります積算によりまして5,152万9,000円を補正計上するものでございます。

次、資本的支出でございます。 1 款資本的支出 3 項国庫補助金返還金の国庫補助金返還金でございますが、これにつきましては、平成28年度の国庫補助事業でございます耐震化事業の事業確定に伴いまして、消費税相当額を返還するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 (蜂谷俊一君)

続きまして、議案書32ページをお願いします。

議案第76号 損害賠償の額を定め、和解することについてでございます。

平成29年8月5日、黒川郡大和町鶴巣大平字梅ノ沢1番地の1地先で発生しました 交通事故に関し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第96条第1 項第12号及び第13号の規定により議会の議決をお願いするものであります。

1相手方につきましては、記載のとおりでございます。

2事故の概要でございます。平成29年8月5日午後3時30分ごろ、黒川郡大和町鶴 巣大平字梅ノ沢1番地の1地先、町道幕柳大平線路上において、大和町が管理する町 道に生じた穴が原因となり、通過中の相手方所有の車両右側後輪ハブボルト及びリア バンパーとテールランプカバーに損害を与えたものでございます。

3としまして、損害賠償額につきましては、大和町と相手方は、過失割合を大和町が70、相手方が30とし、大和町は相手方に対し車両の損害額27万6,447円に過失割合の70%を乗じた額の19万3,513円を支払おうとするものでございます。

このようなことがないように、今後維持管理に努めてまいりますので、よろしくお 願いします。

議 長 (馬場久雄君)

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 (文屋隆義君)

続きまして、議案書33ページをお願いいたします。

議案第77号 指定管理者の指定についてでございます。

あわせまして、別冊議案第77号から第81号関係説明資料、指定管理者の指定についての1ページをご参照願います。

議案第77号 指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

1としまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、ダイナヒルズ西部 公園、ダイナヒルズ展望公園の2施設でございます。

説明資料1ページをお願いいたします。

施設の名称につきましては、先ほどご説明申し上げました2施設でございます。位置につきましては記載のとおりであります。

2の指定管理者となる団体の名称は、団体名が株式会社大和町地域振興公社であり、 代表者名及び所在地は記載のとおりでございます。

3の指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までで、前回と同じ期間の3カ年でございます。

4の募集方法につきましては、非公募でございます。

5の非公募の理由でありますが、ダイナヒルズ公園は現在、株式会社大和町地域振興公社が指定管理者として受託管理を行っておりますが、当団体につきましては、町有施設の管理を数多く受託し、地域の活力を活用しながら良好な管理を行ってきております。これまでの公園管理を通じて得た知識と経験により、施設の安全な維持管理を行い、町民の憩いの場、良好な緑化環境などを提供できる団体であると認められ、これまでの実績等からも、町の求める水準を十分満たし、今後も安定的な維持管理が期待できますことから、当団体を指定管理者候補者に選定することが最も適切かつ妥当と判断し、大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、非公募としたものでございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

6の選定経過につきましては、平成29年10月4日に開催いたしました大和町公の施設に係る指定管理者候補者選考委員会におきまして、現在の指定期間全体を通じた管理運営に関し総合的評価を行い、次期の指定管理者の選定方法につきましては、前記の理由により非公募としたものでございます。選定に当たりましては、大和町公の施設に係る指定管理者制度運用取扱要項に基づきまして、総合評価の結果及び関係書類等をもとに、選定委員会におきまして各委員が選定基準により評価を行い、その評価点が町の求める水準を満たしておりますことから、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

7の評価結果につきましては記載のとおりでございますが、配点25点満点のうち、 選定基準の15点以上になっているものでございます。

8の指定管理者候補者選考委員会の構成につきましては、副町長を委員長といたしまして7名でありましたが、本案件の指定管理者の候補者が株式会社大和町地域振興公社でありますことから、記載の6名で選定委員会となったものでございます。

9の指定管理料の見込み額につきましては、平成30年度は162万1,000円であり、平成31年度と32年度は消費税10%で算出した額の164万1,000円となります。

以上、よろしくお願いいたします。

次に、議案書34ページをお願いいたします。

指定管理者の指定についてでございます。

あわせまして、説明資料の3ページをお願いいたします。

議案第78号 指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

本町の公の施設に係る指定管理者としまして下記の団体を指定するため、地方自治 法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

1としまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、七ツ森ふれあいの里でございます。

説明資料の3ページをご参照願います。

1の施設の名称につきましては、七ツ森ふれあいの里でございます。位置につきましては記載のとおりでございます。

2の指定管理者となる団体の名称は、団体名が株式会社大和町地域振興公社であり、 代表者名及び所在地は記載のとおりでございます。

3の指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までで、前回と同じ期間の3カ年でございます。

4の募集方法につきましては、非公募でございます。

5の非公募の理由でありますが、七ツ森ふれあいの里は現在、株式会社大和町地域 振興公社が指定管理者として受託管理を行っておりますが、当団体は、町有施設の管理を数多く受託し、地域の活力を活用しながら良好な管理を行ってきております。これまでの公園管理を通じて得た知識と経験により、施設の安全な維持管理を行い、町民の憩いの場、良好な緑化環境などを提供できる団体であると認められ、これまでの実績等からも、町の求める水準を十分満たし、今後も安定的な維持管理が期待できますことから、当団体を指定管理者候補者に選定することが最も適切かつ妥当と判断し、大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、非公募としたものでございます。

6の選定経過でございますが、説明資料の4ページをお開き願います。平成29年10 月4日に開催いたしました大和町公の施設に係る指定管理者候補者選考委員会におきまして、現在の指定期間全体を通じた管理運営に関し総合的評価を行い、次期の指定管理者の選定方法につきましては、前記の理由により非公募としたものでございます。選定に当たりましては、大和町公の施設に係る指定管理者制度運用取扱要項に基づきまして、総合評価の結果及び関係書類等をもとに、選定委員会におきまして各委員が選定基準により評価を行い、その評価点が町の求める水準を満たしておりますことから、指定管理者の候補者として選定したものでございます。 7の評価結果につきましては記載のとおりでございますが、配点25点満点のうち、 選定基準の15点以上になっているものでございます。

8の指定管理者候補者選考委員会の構成につきましては、副町長を委員長といたしまして7名でありましたが、本案件の指定管理者の候補者が株式会社大和町地域振興公社でありますことから、記載の6名で選定委員会を行ったものでございます。

9の指定管理料の見込み額につきましては、平成30年度は168万6,000円、平成31年度と32年度は消費税10%で算出した額の169万5,000円になります。

以上、よろしくお願いいたします。

次に、議案書35ページをお願いいたします。

議案第79号 指定管理者の指定についてでございます。

あわせまして、説明資料の5ページをお願いいたします。

議案第79号 指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

1としまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、七ツ森陶芸体験館でございます。

説明資料の5ページをご参照願います。

1の施設の名称及び位置につきましては、施設名称が七ツ森陶芸体験館でございます。位置につきましては記載のとおりでございます。

2の指定管理者となる団体の名称は、団体名が百窯の里 七ツ森陶芸体験館管理会 であり、代表者名及び所在地は記載のとおりでございます。

3の指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までで、前回と同じ期間の3カ年でございます。

4の募集方法につきましては、非公募でございます。

5の非公募の理由でありますが、七ツ森陶芸体験館は現在、百窯の里 七ツ森陶芸体験館管理会が指定管理者として受託管理を行っておりますが、当団体は、開館当初から陶芸の指導と体験館の管理運営のために設立された組織体であり、これまでの指定管理者としての実績等からも、町の求める水準を十分満たし、今後も安定的な維持管理が期待できますことから、当団体を指定管理者候補者に選定することが最も適切かつ妥当と判断し、大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、非公募としたものでございます。

6の選定経過でございますが、平成29年10月4日に開催いたしました大和町公の施

設に係る指定管理者候補者選考会におきまして、現在の指定期間全体を通じた管理運営に関し総合的評価を行い、次期の指定管理者の選定方法につきましては、前記の理由により非公募としたものでございます。選定に当たりましては、大和町公の施設に係る指定管理者制度運用取扱要項に基づきまして、総合評価の結果及び関係書類等をもとに、選定委員会におきまして各委員が選定基準により評価を行い、その評価点が町の求める水準を満たしておりますことから、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

7の評価結果につきましては記載のとおりでございますが、配点25点満点のうち、 選定基準の15点以上になっているものでございます。

8の指定管理者候補者選考委員会の構成につきましては、副町長を委員長といたしまして記載の7名でございます。

9の指定管理料の見込み額につきましては、平成30年度は254万9,000円であり、平成31年度と32年度は消費税10%で算出した額の256万5,000円になります。

以上、よろしくお願いいたします。

次に、議案書36ページをお願いいたします。

指定管理者の指定でございます。

あわせまして、説明資料の7ページをお願いいたします。

議案第80号 指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

1としまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、四十八滝運動公園でございます。

説明資料の7ページをご参照願います。

施設の名称につきましては、四十八滝運動公園でございます。位置につきましては 記載のとおりであります。

2の指定管理者となる団体の名称は、団体名が株式会社大和町地域振興公社であり、 代表者名、所在地は記載のとおりでございます。

3の指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までで、前回と同じ期間の3年間でございます。

4の募集方法につきましては、非公募でございます。

5の非公募の理由でありますが、四十八滝運動公園は現在、株式会社大和町地域振 興公社が指定管理者として受託管理を行っておりますが、当団体につきましては、町 有施設の管理を数多く受託し、地域の活力を活用しながら良好な管理を行ってきております。これまでの公園管理を通じて得た知識と経験により、施設の安全な維持管理を行い、町民の憩いの場、良好な緑化環境などを提供できる団体であると認められ、これまでの実績等からも、町の求める水準を十分満たし、今後も安定的な維持管理が期待できますことから、当団体を指定管理者候補者に選定することが最も適切かつ妥当と判断し、大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、非公募としたものでございます。

6の選定経過でございますが、説明資料の8ページをお開き願います。平成29年10月4日、開催いたしました大和町公の施設に係る指定管理者候補者選考委員会におきまして、現在の指定期間全体を通じた管理運営に関し総合的評価を行い、次期の指定管理者の選定方法につきましては、前記の理由により非公募としたものでございます。選定に当たりましては、大和町公の施設に係る指定管理者制度運用取扱要項に基づきまして、総合評価の結果及び関係書類等をもとに、選定委員会におきまして各委員が選定基準により評価を行い、その評価点が町の求める水準を満たしておりますことから、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

7の評価結果につきましては記載のとおりでございますが、配点25点満点のうち、 選定基準の15点以上になっているものでございます。

8の指定管理者候補者選考委員会の構成につきましては、副町長を委員長といたしまして7名でありましたが、本案件の指定管理者の候補者が株式会社大和町地域振興公社でありますことから、記載の6名での選定委員会となったものでございます。

9の指定管理料の見込み額につきましては、平成30年度は379万1,000円であり、平成31年度と32年度は消費税10%で算出した額の358万3,000円になります。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 (蜂谷俊一君)

続きまして、議案書37ページ及び関係説明資料9ページをお願いします。

議案第81号 指定管理者の指定についてであります。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

1としまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設名称であります。東下蔵公園から流通平南公園までの27公園4緑地の合計31施設となっております。

2としまして、指定管理者となる団体の名称でございますが、株式会社大和町地域 振興公社となります。

3としまして、指定の期間でございます。平成30年4月1日から平成33年3月31日 までの3カ年とするものでございます。

説明資料 9ページをお願いします。

1として先ほど説明しました27公園4緑地の名称、位置等について記載したものでございます。

10ページをお願いします。

2、3については重なりますので、割愛させていただきます。

4としまして、募集方法でありますが、非公募としたものであります。

5としまして、非公募の理由でございます。指定管理をお願いします31施設の都市公園については現在、株式会社大和町地域振興公社が指定管理者として受託管理している施設であります。当団体は、公園ごとの特性及び環境等を熟知しており、また長年培ってきた技術や経験を指定管理業務に生かされるものと考えております。このことから、これまでの実績等からも、町の求める水準を十分満たし、今後も安定的な維持管理が期待できますことから、当団体を指定管理者候補に選定することが最も適切かつ妥当と判断し、大和町公の施設に係る指定管理者の選定の指定手続等に関する条例第5条第1項により、非公募としたものであります。

6として、選定経過でございます。本年10月4日開催の大和町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会において、現在の指定期間全体を通した管理運営に関し総合的評価を行い、次期の指定管理者の選定方法については、前記の理由により非公募としたものであります。選定に当たっては、大和町公の施設の指定管理者制度運用取扱要項に基づき、総合評価の結果及び関係書類等をもとに、選定委員会において各委員が選定基準により評価を行い、その評価点が町の求める水準を満たしていることから、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

11ページをお願いします。

7としまして、評価結果を一覧にしたものでございます。平等性、有効性、経済性、 安定性、その他の5つの選定項目により、25点満点中16.16点という評価をいただき、 米印の2番目の15点以上が選定という基準になっておりますことから、選定されたも のでございます。 8としまして、指定管理者候補者選定委員会の構成メンバーにつきましては、記載のとおりであります。

9としまして、指定管理料であります。いずれも見込み額となります。平成30年度は2,788万8,000円、31年、32年度は消費税10%を見込みまして2,833万6,000円となるものであります。

以上であります。よろしくお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

これで提出議案の説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、12月7日は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって12月7日は休会とすることに決定しました。 お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、8日の午後1時30分です。

大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

午後5時40分 延 会